2025年（令和7年）5月30日

質疑回答書（第1回）

募集要項等に対して提出された質問への回答は以下のとおりです。

事業名：明石市新ごみ処理施設整備・運営事業

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
募集要項に関する質問					
1-1	募集要項	2	2（6）ウ事業期間	「既存正門、既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存洗車場～の解体撤去工事等の期間は、上記整備期間内に収まらない場合、別途協議を行うこととする。」とありますが、新施設の竣工（ごみ処理を既存施設から新施設に完全に移行）について令和13年3月末を遵守する前提であれば、解体撤去工事完了が令和13年4月以降となる場合でも、工期は遵守しているとお認めいただけますでしょうか。	新施設（新焼却施設及び資源リサイクル施設）については令和13年3月竣工を遵守してください。既存正門等の解体撤去工事等については、当該工事が整備期間内に収まらない見込みであれば、その旨を提案工程に示してください。提案工程を基に、契約交渉において本市と事業者の協議により設定した工期を遵守していただければ「工期を遵守している」と認めます。
1-2	募集要項	5	4（1)応募者の構成等	４参加資格要件(1)応募者の構成等 エ において、応募者の構成企業のうち、焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する企業については、SPCへ出資するとありますが、一方で、P21では「※構成企業の一部は、SPCに出資しないことも認める」とあります。出資が参画意欲のある企業の参入障壁となりえることを鑑み、例えば、設計のみを行う企業や建設工事のみを行う企業がSPCに出資しないことはお認めいただけますでしょうか。	募集要項P5 4(1)エに記載のとおり、SPCに出資することを求めているのは、建屋の設計企業、建屋の建設企業を除く焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する企業です。
1-3	募集要項	5	4（1)応募者の構成等	運営業務開始前のSPCの所在地は、貴市以外の代表企業等の本社等とすることもお認め頂けないでしょうか。 貴市内に所在地を設けるための場所が必要なること、SPC 宛ての郵便物確認等で人員が必要なることから事業費増大に繋がります。	現行のとおりとします。
1-4	募集要項	6	4（2)応募者の要件	「一般廃棄物を対象とした焼却施設の責任の経験を有する技術者を配置する」とありますが、一般廃棄物であれば溶融施設の責任の経験を有する技術者でも可能でしょうか。	一般廃棄物を対象とした焼却施設であれば、処理方式は問いません。
1-5	募集要項	6	4 (3)応募者の構成企業の制限	「なお、公告日から契約締結までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。」とありますが、当該構成企業以外の構成企業で参加資格を満たすことができる、もしくは、他企業で代替できることを条件に、当該構成企業のみが参加資格を失い、応募者全体が参加資格を失う訳では無いものと理解してよいでしょうか。	当該構成企業以外の構成企業で参加資格を満たすことができる場合は、応募者全体が参加資格を失うことはありませんが、他企業で代替できる場合は、当該構成企業が参加資格を失う前に、本市と協議のうえ、構成企業を変更してください。ただし、優先交渉権者の決定後の変更は不可とし、代表企業の変更は認めません。
1-6	募集要項	7	4 (3)応募者の構成企業の制限	明石市において納税義務がある場合においては、「市税完納証明」を提出すればよろしいでしょうか。また提出は、国税の場合と同様、写し（PDF形式を含む）を提出することでよろしいでしょうか。	明石市への納税状況は本市にて確認するため、「市税完納証明」の提出は不要です。
1-7	募集要項	7	4 (4)参加資格の確認	「ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に応募者の構成企業が４(1)～(3)の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。」とありますが、募集要項５(1)の記載と同様に、「当該応募者は失格とする場合がある。」としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。No.1-5をご参照ください。
1-8	募集要項	9	9（1）受付方法等 〇提出書類 ア、イ	提出書類が7部とのことですが、正1部、副6部の提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1-9	募集要項	9	9（1）受付方法等 〇提出書類 ア、イ	「7部」とありますが、1部は原本で、6部はコピーでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1-10	募集要項	10	10（1）ウ（ｱ）	「紙ファイル等に綴じて提出すること」と記載がありますが、パイプファイルも使用可能でしょうか。	可とします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1-11	募集要項	10	10（1）ウ（ｱ）	A4 判・A3 判とも片面印刷という認識でよろしいでしょうか。	A4 判は両面印刷、A3 判は片面印刷としてください。
1-12	募集要項	10	10（1）ウ（ｳ）	「データ（DVD 等の電磁記録媒体）1 部（使用ソフト： Microsoft Word 形式（Windows 対応）、PDF 形式 の２種）を提出すること」とありますが、データを開く環境（PC や媒体）によって Word データの書式やレイアウトの崩れ、フォントが変更される等、こちらの意図しない形式で表示されてしまう可能性があるため、提案書のデータはフォーマットが崩れない PDF 形式のみの提出でよろしいでしょうか。	現行のとおり、2 種類のファイルにて提出をお願い致します。
1-13	募集要項	10	10（1）ウ（ｳ）	内容を記録したデータは、提案書と基本設計図書で別々のディスクとして提出という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1-14	募集要項	10	10（1）エ 基本設計図書	提案書、基本設計図書のそれぞれにおいて、「内容を記録したデータ（DVD 等の電磁記録媒体） 1 部（Word 形式(Windows 対応)PDF 形式の２種）を提出する」と記載がありますが、DVD の中に格納するファイルが word 形式あるいは PDF 形式であればよいとの理解でよろしいでしょうか。 様式 7-1 別紙、様式 7-13 別紙は頂いているフォーマットは Excel 形式ですが、こちらについては Excel 形式での提出とすればよろしいでしょうか。	前段については No.1-12 をご参照ください。 後段については、Excel 形式及び PDF 形式の 2 種類にて提出してください。
1-15	募集要項	10	10（1）エ 基本設計図書	提案書と同様に A4 ファイルに綴じて提出でしょうか。A3 ファイルに綴じて提出することも可能でしょうか。	「ウ 提案書」とは別途「エ 基本設計図書」として提出してください。なお、ファイルサイズは任意とします。
1-16	募集要項	10	10（1）エ 基本設計図書	要求水準に対する設計調書の記載用フォーマットを頂けないでしょうか。	資料を提示します。様式 1 「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。
1-17	募集要項	11	10（1）エ 基本設計図書	(ｳ)焼却施設の基本設計図書 2）プラント工事関係(3)計装制御系統図については、(1)②各種フロー図内に記載することで、兼用とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	可としますが、その場合は「(3)計装制御系統図は(1)設計計算書 ②各種フロー図に含む。」という旨を記載した書面を、(2)と(4)の間に差し込んでください。
1-18	募集要項	11	10 （1） エ （ｳ)焼却施設の基本設計図書	各階平面図、立面図、断面図という理解でよろしいでしょうか。	2)プラント工事関係 (2)各階機器配置図及び主要断面図 および 3) 建築関係(1)建築意匠設計図は、ご理解のとおり各階平面図、立面図、断面図を指します。
1-19	募集要項	11	10 （1） エ （ｳ)焼却施設の基本設計図書	基本設計図書のなかに負荷設備一覧表の記載がありますが、建設編 p93 に記載の冷暖房負荷の一覧という認識でよろしいでしょうか	プラント各設備における電圧(V)、容量(kW)、常用数・予備数、常用出力・予備出力等を一覧表で整理されたものです。
1-20	募集要項	11	10 （1） エ （ｳ)焼却施設の基本設計図書	(ｳ)焼却施設の基本設計図書 (8)工事工程表については、2)プラント工事関係と兼用とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
1-21	募集要項	13	11 (1)審査	「ただし、優先交渉権者を選定するまでの間に、応募者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。」とありますが、募集要項５(1)の書き振りと同様に、「選定しないことがある。」としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。No.1-5 をご参照ください。
1-22	募集要項	13	12（3）イ委託料	貴市からの御支払いは四半期毎の条件となっていますが、事業者としては固定料金・変動料金ともに、毎月支払いが発生する費目があります。このため、支払時期差を考慮した過剰な運転資金が必要となり事業費の増大に繋がります。これを踏まえ貴市から事業者への支払いを毎月とする条件にご変更いただけないでしょうか。 なお、上述の変更は下請代金支払遅延等防止法の趣旨にも合致するものと思料します。	現行のとおりとします。
1-23	募集要項	14	12（3）イ委託料	物価指標の協議にあたっては、令和６年９月３０日付で環境省から発出された「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知)」を踏まえ、予期することのできない特別の事情により、急激なインフレーション又はデフレーションを生じたり、物価指標と実勢価格が大きく乖離したりすることにより、物価指標に基づいて改訂された委託料が著しく不適当となったときは、年一回の物価指標に基づく改定とは別に、委託料の改定についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合には協議の対象とします。物価指標については、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則としますが、当該指標以外を用いる必要性がある場合は、優先交渉権者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約に定めます。
1-24	募集要項	14	12（3）イ委託料	物価指標の協議にあたっては、令和６年９月３０日付で環境省から発出された「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知)」に従って、貴市と協議の上、決定するものと考えてよろしいでしょうか。	物価指標については、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則としますが、当該指標以外を用いる必要性がある場合は、優先交渉権者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約に定めます。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1-25	募集要項	14	12（3）イ委託料	初回の改定に係る比較対象につき、令和 7 年度の平均値ではなく、入札公告時点もしくは入札提出時点で公表されている最新の指標（直近 12 か月の平均値）へ変更いただくことを検討頂けないでしょうか。 ※内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）が公表している「契約に関するガイドライン」が令和６年６月３日に改正され、物価の変動による対価の改定の基準起点について「入札公告日等とすることにより、物価変動をより的確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる」と記載されております。	現行のとおりとします。
1-26	募集要項	15	13（2）ウ（ｱ)著作権	(ｱ)著作権において、公表等が必要と認められるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとするとありますが、提出図書には事業者のノウハウも含まれておりますので、公表にあたっては事業者ともご協議頂きたくお願いいたします。	公表にあたっては事前に協議を行い、公表内容を検討します。
1-27	募集要項	16	14 (2)契約保証金	「ただし、保険会社によっては、運営委託契約の運営期間を 1 契約で満足できない場合が考えられる。その場合は、保証期間の切れ目なく新たな保険に加入する旨を書いた誓約書を提出すること。」とありますが、運営委託契約第 4 条第 1 項について、この但し書が適用されるものと理解してよいでしょうか。	運営委託契約第４条第２項第２号又は第３号に基づく保証を付す場合には、ご理解のとおりです。
公告文に関する質問					
2-1	公告文	3	11 (5)その他	本号規定の場合については､「審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな優先交渉権者とします」とありますが、募集要項１４(3)アに「本市は、選定された応募者の構成企業が、事業契約締結までに、応募資格を喪失したときは、優先交渉権を取り消すことがある。」とあり、基本協定書第 5 条第 3 項に「次の各号 に定めるいずれかに該当する場合（中略）発注者は、事業契約に関し、仮契約を締結せず、明石市議会に対する工事（設計・施工）請負契約の承認等に係る議案を提出せず又は本契約を成立させないことができるものとする。」とあるため、これらを踏まえ、本号の規定に関しても､「契約締結までに「２プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合」についてはこの限りでなく、貴市は「優先交渉権を取り消すことがある」ものと理解すればよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。No.1-5 をご参照ください。
2-2	公告文	4	17（2）	「また､事業者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。」とありますが、提出書類の著作権は、募集要項 13(2)ウ(ア）に基づき応募者に帰属すると記載があり齟齬が生じています。募集要項の記載が正と理解してよろしいでしょうか。	提出書類の著作権は応募者に帰属します。 本市と事業者が契約締結後、本市が資料作成等において事業者提案の内容を使用する場合は、事業者は本市に協力するものとします。提案内容の使用可否については、協議により決定します。
要求水準書に関する質問					
3-1	要求水準書 Ⅰ共通編	1	第 1 章 第 1 節 3 (1)本要求水準書の構成	本要求水準書について、共通編、建設編、運営編の 3 部の間で矛盾又は齟齬が生じた場合は、この順に解釈が優先するものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書の共通編、建設編、運営編の 3 部の間で矛盾または齟齬が生じており、かつ質疑回答においてもその矛盾・齟齬が解決しない場合は、協議により優先順位を決定します。
3-2	要求水準書 Ⅰ共通編	2	第 1 章 第 2 節 3 (2)施設配置範囲	建設工事中の既存動線に関し、現有施設運営に影響が出ない範囲（例：ごみ搬入終了後の時間帯など）で工事車両・重機などが通行可能と理解してよろしいでしょうか。	基本的に、現有施設運営に影響を及ぼさない範囲での通行は可能ですが、詳細は協議によるものとします。
3-3	要求水準書 Ⅰ共通編	2	第 1 章 第 2 節 3 (2)施設配置範囲	施設配置範囲：約 1.477ha のうち、添付資料 01：②工事範囲図に記載があります既存防火水槽は残置との認識でよろしいでしょうか。残置の場合、新施設における防火水槽の一つとして使用してもよろしいでしょうか。 本防火水槽の容量、及び対象としている建物あるいは敷地範囲をご教示いただけないでしょうか。	既存の防火水槽は残置してください。 新施設において既存の防火水槽は利用可能ですが、詳細は実施設計時における関係官庁との協議により決定します。 既存防火水槽の容量および対象としている建物については、別途資料で整理しています。様式１「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。
3-4	要求水準書 Ⅰ共通編	2	第 1 章 第 2 節 3 (2)施設配置範囲	「添付資料 01：⑥現有施設運営関連の車両・人動線迂回図（解体工事)」では、「添付資料 01：②工事範囲図」の黄色網掛け範囲が“現在の収集車動線”として示されています。 「添付資料 01：②工事範囲図」の黄色網掛け範囲は、施設竣工後も車両動線として使用可能との理解で宜しいでしょうか。	車両動線としての使用を可としますが、「添付資料 01：②工事範囲図」の黄色網掛け範囲に記載した留意事項を考慮してください。
3-5	要求水準書 Ⅰ共通編	2	第 1 章 第 2 節 3 (2)施設配置範囲	添付資料 01：④周辺概要図に示す各所の空地は、運営期間においても工事用地（現場事務所、工事関係車両駐車場、資材置場等）として使用可能でしょうか。	原則、使用不可とします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-6	要求水準書 Ⅰ共通編	2	第1章 第2節 3 (2)施設配置範囲	「工事範囲としては、上記の施設配置範囲以外に使用可能な範囲もある。具体的には、添付資料を参照すること。」とありますが、当該CADデータをご提供いただけないでしょうか。また、敷地境界のわかるCADデータをご提供いただけませんでしょうか。	CADデータはございません。
3-7	要求水準書 Ⅰ共通編	3	第1章 第2節 4（1） (ｳ)積雪荷重	明石市建築基準法施工細則より、垂直積雪量30cm、1cmあたり20N／m2と仮定し、積雪荷重は600N/m2と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-8	要求水準書 Ⅰ共通編	3	第1章 第2節 4 (2)都市計画事項	「日影制限」の記載がございませんが、「明石市日影規制」に準じて「市街化調整区域：日影の許容時間4-2.5ｈ／測定面の高さ4m」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-9	要求水準書 Ⅰ共通編	3	第1章 第2節 4（4） ア、イ	「工事車両は、原則として添付資料に示す工事用道路を通行し出入りすること。」とありますが、「添付資料01⑤工事用道路計画図」では、工事用道路が緑色で示されていますが、第2神明道路南側の石ケ谷墓園進入路との取合い部からアクセスするものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-10	要求水準書 Ⅰ共通編	3	第1章 第2節 4（4） ア、イ	「添付資料01⑤工事用道路計画図」で示される工事用道路について、特車申請車両の通行は可能と理解してよろしいでしょうか。	工事用道路においては、一部蛇行している箇所や道路幅が狭小な箇所が存在します。特車申請車両の通行可否は車種等にもよりますが、状況に応じて正門を利用することも想定されます。
3-11	要求水準書 Ⅰ共通編	3	第1章 第2節 4（5） イ用水	井戸水(処理前後)の水質分析結果を添付資料にてご提示いただいておりますが、同様に上水の分析結果もご提示願います。	資料を提示します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-12	要求水準書 Ⅰ共通編	3	第1章 第2節 4（5） イ（ｱ)プラント用水	「既設井戸の使用は不可とする」とありますが、新工場棟から既設井戸ポンプへの電源供給は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-13	要求水準書 Ⅰ共通編	4	第1章 第2節 4（5） イ（ｲ)生活用水	既存施設への上水引き込み計画にあたり、共同溝の図面（縦断図、断面図（土被りがわかるもの））を提示願います。 なお、共同溝を横断させずに、既設の上水引込点から分岐させてもよろしいでしょうか。	共同溝の図面については、様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。 既設の上水引込点からの分岐可否については、水道局との協議によります。
3-14	要求水準書 Ⅰ共通編	4	第1章 第2節 4（5） エ排水	既設車庫棟及び管理棟からの排水量をご教示願います。	既設車庫等及び管理棟からの排水量は計測していないため、不明です。
3-15	要求水準書 Ⅰ共通編	4	第1章 第2節 4（5） オ雨水	貴市にてご検討された新設雨水調整池の雨水容量計算等の検討書一式をご提示願います。	資料を提示します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-16	要求水準書 Ⅰ共通編	4	第1章 第2節 4（5） オ雨水	調整池計画にあたり、現状、事業者では県と協議できないため、設計条件を提示いただきたく、下記条件を想定しますのでご確認願います。 ①設計対象流域範囲･流域面積:実施方針等に対する質問･意見の回答についてNo.3-13より、建設予定地範囲及び収集車車庫エリア（合計約2.23ha ） ②設計降雨強度：「重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説（兵庫県)」より Ｂ１地域：1,142.4／ｔ2/3＋3.578 ③既存水路への可能放流量：添付資料04⑥変更協議書記載内容と同様の最小比流量「8.1㎥/s/K㎡」 ④調整池の必要容量；添付資料04：⑦新設調整池計画図〔案〕-修正に記載の1,100m^3	①エリアはご理解のとおりです。面積はCAD計測により2.25haとしています。 ②計画の条件と合致しています。 ③比流量8.1m^3/s/km^2をもとに、許容放流量は0.18225m^3/sで算定しています。 ④1,100m^3は地下調整池の外形体積の概算です。空隙率90%を想定し、調整池容量は1,100×0.9＝990m^3で算定しています。
3-17	要求水準書 Ⅰ共通編	4	第1章 第2節 4（5） オ雨水	調整池計画にあたり、現状、事業者では県と協議できないため、設計条件をご提示ください。 ①ポンプアップの採用可否：雨水貯留槽への流入について、敷地条件より、止むを得ない場合は新設調整池への流入はポンプアップとしてもよいでしょうか。新設調整池から既存調整池排水塔下流側への流出についてもポンプアップによる放流としてもよいでしょうか。また、流出をポンプアップによる放流とした場合、ポンプ容量を許容放流量以下に調整すれば、オリフィス桝の設置は不要と考えてよいでしょうか。 ②既設雨水最終人孔：添付資料04の①と⑦では今回計画地内の雨水最終人孔の位置が違う様です。どちらを正とすれば良いでしょうか。なお、⑦の資料の左下にある縦断図を確認する限りでは「No.9」が敷地内雨水最終人孔になるかと思われますが、深さの表記が「H=2.245」とあります。	①基本的には自然流下で計画可能と考えています。兵庫県「重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説」によれば「調整池の洪水調整は、原則として自然調節方式とする。」とされており、調整池から下流の放流先については自然流下が原則と考えます。調整池までの流入は、敷地条件によりポンプアップとなる箇所が生じる場合、県との協議に拠ると考えます。 ②添付資料04:⑦を正としてください。 ③資料を提示します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				③添付資料 04 の⑦の資料の左下に記載の既存道路横断管渠縦断面図に関連する共同溝と敷地内雨水最終人孔の図面をご提示ください。	
3-18	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1）イ (ｵ)電気設備工事（プラント・建築）	第２次最終処分場の汚水ポンプ場の位置をご教示願います。	資料を提示します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-19	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1）イ (ｷ) その他の工事	「敷地内の他施設（既存焼却施設、既存破砕選別施設、第２次最終処分場の汚水ポンプ場を除く）を継続して利用するために必要な電力・用水・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの切替…」とありますが、用水の切替えにより、新ごみ処理施設から給水が必要な既設施設の給水設計条件をご提示願います。 ・既設管理棟（使用人員） ・収集事業課事務所（使用人員・入浴の有無・浴室の利用状況） ・収集事業課車庫（洗浄機の台数・使用水量） ・その他必要な既設建物（使用人員・使用水量）	以下の実績をご参照ください。 ・ 既設管理棟（使用人員）：令和5年度実績で執務室の実数は96人。他に、2F研修室及び3F普及啓発室の定員が計210人になります。 ・ 収集事業課事務所（使用人員・入浴の有無・浴室の利用状況）：58人・入浴有・利用時間概ね11時～11時半、15時半～16時・利用者約40人 ・ 収集事業課車庫（洗浄機の台数・使用水量）：3台・車庫部分のみで計量していないため不明(参考:事務所を含む年間使用水量2024年度実績9,948㎥､洗車機ポンプ吐出水量1000L/h、保有塵芥車・ダンプ車27台) ・ その他必要な既設建物（使用人員・使用水量）：明石クリーンセンター全体（既設焼却施設及び既設破砕施設含む）：2024年度41,971m^3 なお、各種ユーティリティの切替については、管理棟内(各フロア間LANケーブル)及び管理棟から収集事業課への通信線(光ケーブル)を含みます。
3-20	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1）イ (ｸ)	「既存正門、既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存洗車場（洗車場を新設する場合のみ）の解体撤去工事（撤去後の外構整備含む）」とありますが、以下施設の図面をご提示願います。 ・既存正門 ・既存自己搬入用計量棟	既設正門については、添付資料05：⑥新大久保清掃工場-焼却施設建設工事_01-意匠図 A-138に、平面図、正面図、断面図を図示しています。 既設自己搬入用計量棟の図面については、様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-21	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1）ア (ｱ)電波障害調査	電波障害調査は、机上調査にて隣接する明石クリーンセンターと収集事業課棟などに特に影響するものが無いことを示すとの認識でよろしいでしょうか。	想定する建物の配置・形状等踏まえて、調査範囲や調査方法等は事業者によりご検討ください。
3-22	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1）ア (ｲ)近隣建築物調査	近隣建築物調査の対象は、明石クリーンセンター、既存管理棟及び車庫棟、収集事業課事務所棟、車庫（敷地東側の収集車用車庫）、第1期メガソーラー発電所との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-23	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1）イ (ｸ)	本工事で解体撤去する対象施設について、アスベスト調査及び解体撤去費は事業者にて見込むものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-24	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1）イ (ｸ)	本工事における解体撤去物に、特別管理産業廃棄物（廃油・PCB等）はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-25	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1） イ本施設の整備に関する業務	既存の車庫棟及び管理棟の排水は、添付資料4では各施設から地下埋設後、共同溝を経由して下水道放流となっています。新施設竣工後も、この既存の放流経路をそのまま流用してもよろしいでしょうか。あるいは、p4に「既存の車庫棟・管理棟の排水（既存排水桝からポンプアップ）を新施設へ切り替え」とありますが、更新を意図したものでしょうか。	既存管理棟及び車庫棟の排水ルートは、既存の継続利用、新ごみ処理施設への切替どちらでも可とします。
3-26	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1） イ本施設の整備に関する業務	「敷地内の他施設（既存焼却施設、既存破砕選別施設、第２次最終処分場の汚水ポンプ場を除く）を継続して利用」について、電力供給が必要な箇所は、既存管理棟及び車庫棟、第３次最終処分場、収集事業課事務所、外灯・正門で、今回の入札額に含めるものと認識しております。 その他については事業者にて想定が困難なため、入札後に必要な箇所が発生した場合は、事業費含め協議とさせていただけますでしょうか。 また、外灯について、明石市様の用途で必要とお考えの外灯範囲を図示いただけないでしょうか。	電力供給が必要な箇所は、No.3-71をご確認ください。 なお、質問における正門は、本事業において既設正門を解体撤去後に事業者にて新設するため、「敷地内の他施設」とは位置付けが異なる点にご留意ください。 事業者において想定困難な電力供給箇所が発生した場合には、事業費等は協議いたします。 外灯の範囲については敷地内の全体を対象とします。なお、外灯範囲全体を取りまとめた資料は無いため、添付資料等をもとにご確認ください。
3-27	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1） イ本施設の整備に関する業務	「敷地内の他施設（既存焼却施設、既存破砕選別施設、第２次最終処分場の汚水ポンプ場を除く）を継続して利用」について、 用水供給が必要な箇所は、既存管理棟及び車庫棟、収集事業課事務所と認識しています。 年間使用量、日最大使用量をご教示ください。	過去５年間における焼却施設及び収集事業課（収集事業課事務所、収集車車庫棟）それぞれの年間上下水道使用量実績を別途資料で整理しています。また、参考として場内給水管の図面を整理しています。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。 なお、日最大使用量は実績が無いため、見込み値はありません。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				その他については事業者にて想定が困難なため、入札後に必要な箇所が発生した場合は、事業費含め協議とさせていただけますでしょうか。	また、事業者において想定困難な用水使用量等が発生した場合には、事業費等は協議いたします。
3-28	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1） イ本施設の整備に関する業務	「敷地内の他施設（既存焼却施設、既存破砕選別施設、第２次最終処分場の汚水ポンプ場を除く）を継続して利用」について、 排水が生じる箇所は、既存管理棟及び車庫棟、収集事業課事務所、第２次・第３次最終処分場と認識しています。 ①既存管理棟及び車庫棟の排水は、既存の排水ルートを継続利用してもよろしいでしょうか。 ②収集事業課事務所の排水は、添付資料 01⑦から先行する解体工事で建設予定地外(南側)の迂回ルートが整備された後、新設工事で改めて本設の排水ルートを施工する認識でよろしいでしょうか。 ③第２次・第３次最終処分場の排水（浸出処理水）は、既存の排水ルートを継続利用する認識でよろしいでしょうか。 ④その他については事業者にて想定が困難なため、入札後に必要な箇所が発生した場合は、事業費含め協議とさせていただけますでしょうか。	①既存管理棟及び車庫棟の排水ルートは、既存の継続利用、新ごみ処理施設への切替どちらでも可とします。 ②収集事業課事務所排水の迂回は、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」において復旧を行います。なお、復旧の詳細については、同解体工事事業者及び本業務の事業者を含めた協議によります。 ③ご理解のとおりです。 ④排水について事業者において想定困難な箇所が発生した場合には、事業費等は協議いたします。
3-29	要求水準書 Ⅰ共通編	5	第1章 第2節 9（1） イ本施設の整備に関する業務	「敷地内の他施設（既存焼却施設、既存破砕選別施設、第２次最終処分場の汚水ポンプ場を除く）を継続して利用」について、用水・排水に関してルートを確保する計画・工事は実施しますが、運営期間中の水道・下水道料金の負担については、事業者範囲外との認識でよろしいでしょうか。 本項目は、事業者によって金額が変わるものではないため、見込む必要があるものについては、使用量条件をご教示いただき、統一条件としていただけないでしょうか。	水道料金および下水道料金の支払い所掌については、別途資料で整理しています。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください 使用量条件については、No.3-19,3-27 に示す実績をご参照ください。
3-30	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｲ） 運転管理業務	「※危険物・有害物・適正処理困難物は収集対象にしていないが、処理対象物に混入して搬入された場合は一時保管し、解体・分別・搬送作業を行うこと。また、処理においては以下の関係法令等を遵守すること。」とあり、a～e の関係法令による処理方法の記載がありますが、要求水準書Ⅱ建設編 P.6 第1章第4節 3(5)に「処理不適物等については適宜市が業務委託等で処理する」とあります。事業者の範囲は解体・分別・搬送作業までとし、処理については貴市範囲と理解してよろしいでしょうか。	共通編に記載している内容を正とします。要求水準書Ⅱ建設編における「処理不適物等については適宜市が業務委託等で処理する。」については、「処理不適物等については収集対象にしていないが、処理対象物に混入して搬入された場合は一時保管し、解体・分別・搬送作業・処分を行うこと。」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版を公表します。
3-31	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｲ） 運転管理業務	実施方針の質問回答 No.3-51 から、危険物、有害物・適正処理困難物の処理業者選定、処理依頼・処理に係る費用は事業者負担という理解でよろしいでしょうか。参考として、既設での処理実績（処理業者・費用）をご教示頂けないでしょうか。	処理費用負担についてはご理解のとおりです。 処理実績については、詳細な内訳を把握していないため提示できません。
3-32	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｳ） 維持管理業務	「明石中央体育会館には仮設発電機を用意すること」とありますが、実施方針の質問 No.3-25 で「明石中央体育会館で必要な改修等については本市で対応」との回答を頂いています。貴市にて行う明石中央体育会館で必要な改修は、受電盤の仮設発電機用端子の改造、仮設発電機の基礎工事で、事業者範囲は仮設発電機の手配及び据付工事、明石中央体育会館受電盤への接続との認識でよろしいでしょうか。 また、運営期間中の整備、燃料補給・保管は貴市所掌との理解でよろしいでしょうか。	明石市中央体育会館における受電盤の仮設発電機用端子の改造は本市の所掌とします。 仮設発電機の手配及び据付工事、明石中央体育会館受電盤への接続、運営期間中の整備、燃料補給・保管については事業者の所掌とします。基礎工事が必要となるような設置は想定していませんが、必要であれば事業者所掌とします。
3-33	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｳ） 維持管理業務	「自営線点検時や、焼却施設の停炉・電気設備点検時等において、別契約で敷設した自営線供給先施設（場外）への給電を継続するために、明石中央体育会館には仮設発電機を用意すること。」とありますが、以下については貴市にてご対応いただけると理解してよろしいでしょうか。 ・体育会館の高圧電源引込点に電源を切替える設備、仮設電源接続端子箱の増設。 ・仮設発電機についての電気主任技術者の選任、保安規程の届け（使用者が実施する必要があるため）。	ご理解のとおりです。
3-34	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｳ） 維持管理業務	「既存施設（管理棟、共同溝、車庫棟）の維持管理含む」とありますが、既存施設（管理棟、共同溝、車庫棟）の空調機器・消防設備等の建築設備関係の修繕は、範囲に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-35	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｳ） 維持管理業務	共同溝の維持管理業務が明示されていますが、建設工事時に排水ポンプ・照明等を新しく交換するものと考えてよろしいでしょうか。	交換時期は、建設工事時、運営業務時どちらでも可とします。
3-36	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｳ） 維持管理業務	共同溝内に PHS の基地局が設置されていますが、竣工後は共同溝内で PHS が使える必要はないものとし、PHS 基地局の改修は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
3-37	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｳ） 維持管理業務	共同溝内に機械警備用のセキュリティコントローラが設置されていますが、添付資料の中に図面がありません。盛替え等の改修工事は不要と理解してよろしいでしょうか。 本工事にて盛替え等の改修工事が必要な場合、図面をご提示願います。 	盛替え等の改修工事は不要です。
3-38	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｳ） 維持管理業務	洗車場の日常清掃範囲は排水溝以降とし、洗車後の土間洗浄は、各許可業者が清掃していただけると理解してよろしいでしょうか。	洗車後の土間は、簡易な清掃を実施してください。
3-39	要求水準書 Ⅰ共通編	6	第1章 第2節 9（1）ウ（ｳ） 維持管理業務	1日に洗車場を利用される延べ台数をご教示願います。	2024 年度（令和 6 年度）実績では、1 日の最大利用台数は 5 台、年間の延べ台数は 886 台です。
3-40	要求水準書 Ⅰ共通編	7	第1章 第2節 9（1）ウ（ｶ） 発電電力管理業務	「令和 6 年度地方債同意等基準運用要綱」の「売電を主たる目的とする場合を除く」を遵守するために、自己託送を実施する必要があると理解しています。遵守確認のために、自己託送先の候補施設と 2024 年度(令和 6 年度)（2024 年(令和 6 年)4 月 1 日～2025 年(令和 7 年)3 月 31 日）の電力使用量実績値（希望：30 分単位の kWh 値、ご提示不可の場合は可能な範囲での kWh 値）のデータをご提示願います。	別途、候補施設別の電力使用量データ（令和６年度）を提供いたします。 様式 1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。
3-41	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第1章 第2節 9（2）ア (ｱ)土壌汚染	貴市にて行われる業務として「土壌汚染状況調査」とありますが、既往調査（令和元年の地歴調査報告書及び令和 2 年の土壌汚染状況調査報告書）の調査対象範囲外にも、本工事に伴う外構配管・配線・門扉・解体撤去工事等の形質変更が発生することが想定されます。 既往調査の調査対象外における土壌汚染調査及び土壌汚染対策工事（汚染土の運搬処分・処分を含む）に要する工期及び費用については、別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	建設予定地範囲外の土を触る際は、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等の手続きが必要となるため、本手続きを踏まえ計画をお願いします。
3-42	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第1章 第2節 9（2）ア (ｱ)土壌汚染	「2025 年（令和 7 年）7 月から開始する「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」において、同解体工事に必要な土壌汚染対策法に基づく届出を行うが、本事業において新規に届出が必要な場合は、その都度対応すること」とありますが、土壌汚染状況調査対象範囲について、調査命令の発出はないものとし、追加調査は不要と理解してよろしいでしょうか。	建設予定地範囲内の土壌汚染状況調査は完了しており、汚染の無いことを確認しています。 調査実施時より地歴も変わっていないため、予期せぬ埋設物等が出ない限り調査命令が発出されることはないと考えています。ただし、この範囲外の土を触る際には、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等の手続きが必要となります。
3-43	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第1章 第2節 9（2）ア (ｱ)土壌汚染	既往土壌汚染状況調査対象範囲内外に関わらず、土壌汚染が発見された場合、工期及び費用については別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染状況調査の対象範囲内については協議対象とします。対象範囲外については、費用は本事業に含めるものとし、工期は原則、期間内で計画してください。
3-44	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第1章 第2節 9（2）ア (ｱ)土壌汚染	新規の届出が必要な場合は本事業で実施しますが、届出に伴い、調査命令の発出および汚染の有無は事業者では判断できないため、調査および対策が必要な場合の費用精算ならびに工期延長は認めていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染状況調査の対象範囲内については協議対象とします。対象範囲外については、費用は本事業に含めるものとし、工期は原則、期間内で計画してください。
3-45	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第1章 第2節 10 (1)整備期間	「「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の事業期間は 2025 年（令和 7 年）7 月～2027 年（令和 9 年）9 月 30 日（2 年 3 ヶ月）を予定している。そのため、上記の整備期間内で現地着工可能な時期は、解体工事施工者との調整に拠る」とありますが、本工事（調査工事・準備工事・土工事・山留工事・杭工事等）とのラップが予想されます。工事・工程調整を行うため、以下の資料をご提示願います。	本質疑回答の添付資料にて、2027 年（令和 9 年）6 月末時点の状況がわかる図（その時点の残工事内容と範囲が分かるもの）を提供します。様式 1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				・解体工事工程表 ・解体工事ステップ図（特に 2027 年(令和 9 年)4 月～9 月末の工事状況が分かる図面） ・解体工事の施工計画書（解体工法が分かる資料、残置物の位置及び範囲） ・地下解体撤去における掘削埋戻範囲図 ・山留計画図・埋戻し要領書 ・2027 年（令和 9 年）6 月末時点の残工事内容と範囲 ・仮設事務所の配置図 ・仮囲い・仮設設備・資材置場等の位置図 ・土壌汚染対策法に基づく土地形質変更図	
3-46	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第 1 章 第 2 節 10 (1)整備期間	「2025 年（令和 7 年）7 月から開始する「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」において、同解体工事に必要な土壌汚染対策法に基づく届出を行うが、本事業において新規に届出が必要な場合は、その都度対応すること」とありますが、同解体工事において提出される土壌汚染対策法届出書類等をご提供または貸与願います。	本質疑回答公表時点（2025 年（令和 7 年）5 月 30 日）では、届出書は未提出です。 2 回目の質疑回答において同様の質問が提出された場合は、公表の可否を検討した上で、可能な範囲で回答において提示する予定です。
3-47	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第 1 章 第 2 節 10 (1)整備期間	「「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の事業期間は 2025 年（令和 7 年）7 月～2027 年（令和 9 年）9 月 30 日（2 年 3 ヶ月）を予定している。そのため、上記の整備期間内で現地着工可能な時期は、解体工事施工者との調整に拠る」とありますが、2027 年 5 月頃から準備工事、2027 年 7 月から土建工着工を考えており、解体工事業者との調整が必要と考えています。解体工事側の施工手順見直しも視野に入れて調整することは可能でしょうか。	本質疑回答の添付資料にて、2027 年（令和 9 年）6 月末時点の状況がわかる図（その時点の残工事内容と範囲が分かるもの）を提供します。様式 1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。調整の可否は個別の判断になると考えるため、資料を確認いただき、調整を要望する事項は第 2 回目の質疑で挙げてください。
3-48	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第 1 章 第 2 節 10 (1)整備期間	「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」における山留材料は、引渡し時にすべて撤去されていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-49	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第 1 章 第 2 節 10 (1)整備期間	「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」にて既設建物の杭は全て撤去されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-50	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第 1 章 第 2 節 10 (1)整備期間	掘削工程検討のため、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」にて撤去した杭及び地下躯体を解体する際、埋戻しで使用する材料仕様をご提示願います。	埋戻し材の詳細については、現時点では未定です。 補足として、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」における要求水準書では健全土の使用を求めており、同工事における質疑回答では、材料指定はなしとしています。
3-51	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第 1 章 第 2 節 10 (1)整備期間	解体工事から引渡しいただく施工床のレベルを調整させていただくことは可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、具体的には協議に拠ります。
3-52	要求水準書 Ⅰ共通編	8	第 1 章 第 2 節 11 計画処理量	整備期間中に既設より新施設へのごみの搬入切り替えがあるものと想定しますが、事業ごみだけでなく、一般持込ごみの搬入も整備期間中にあるものと理解してよろしいでしょうか。	試運転期間中における、新施設への一般持込ごみの受入については、安全確保可否等の状況を踏まえて判断します。
3-53	要求水準書 Ⅰ共通編	9	第 1 章 第 2 節 11 (2) ⑤粗大ごみ	処理対象物の最大寸法は、ホームページに記載の長さ 200cm×幅 100cm×高さ 80cm が最大寸法との認識でよろしいでしょうか。もし認識が異なる場合は、想定の最大寸法をご教示ください。	ご理解のとおりです。
3-54	要求水準書 Ⅰ共通編	9	第 1 章 第 2 節 11 (2) ⑦プラスチック類	プラスチック類の単位体積重量が 0.02t/m^3 とありますが,収集車で圧縮されることにより、0.02t/m^3 よりも大きくなることが考えられます。また、本案件では容器包装プラスチック及びプラスチック製品を対象としているため、容器包装プラスチック単体での単位体積重量よりも大きくなると考えられます。 機器の処理能力について、上記を考慮した単位体積重量(想定値)を使用して計画してもよろしいでしょうか。	不可とします。
3-55	要求水準書 Ⅰ共通編	10	第 1 章 第 2 節 11 (3)危険物・有害物・適正処理困難物の過去 5 年間処理量実績	項目名中の単位が【t/年】とありますが、【個/年】の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、正しくは【個/年】です。本質問回答書と併せて修正版をお示しします。
3-56	要求水準書 Ⅰ共通編	10	第 1 章 第 2 節 11	表の単位が【t/年】となっていますが、枚数・個数を示していますでしょうか。マットレス・イス・ソファーの数量が 9 ページの粗大ごみの計画処理量 671t/年と整合が取れていないため確認をお願いします。	ご指摘のとおり、個数を示しています。本質問回答書と併せて修正版をお示しします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
			(3)危険物・有害物・適正処理困難物の過去 5 年間処理量実績		
3-57	要求水準書 Ⅰ共通編	10	第 1 章 第 2 節 12 (1)焼却施設	「処理対象物の①～⑥を…実測値である。ただし、元素組成からの推算値に違いがあるため、実測値は参考とし、設計に当たっては以下の推算値を考慮すること」とありますが、実測値を参考とするとはどのような意図があるかご教示願います。	施設整備基本計画や実施方針の要求水準書(案)では、ごみ質分析での低位発熱量実測値を基に設定を行っていましたが、本市ではプラスチックごみの分別回収が未実施であるにも関わらず、低位発熱量実測値が低く推移していました。また、稼働中の明石クリーンセンター焼却施設の DCS での演算値も実測値より高い数値を示していることから、今回、元素組成からの推算値を採用しています。 実測値を「参考」として扱うというのは、元素組成からの推算値を基に施設を設計していただきますが、発熱量の低いごみが実際に入ってきたとしても対応可能な施設とするよう考慮いただきたいという主旨です。また、運営業務開始後はごみ質分析を事業者にて実施いただくこととなりますが、その際も低位発熱量は実測値と DCS 演算値に乖離がある可能性があることをご理解ください。
3-58	要求水準書 Ⅰ共通編	10	第 1 章 第 2 節 12 (1)焼却施設	「添付資料 6 に示すごみ質分析結果にあるごみ発熱量は、～元素組成からの推算値に違いがあるため、実測値は参考とし、設計に当たっては以下の推算値を考慮すること。」とありますが、焼却施設の設計に当たっては、推算値を使用するものと理解してよろしいでしょうか。 要求水準書(案)のごみ質から変更になった経緯を教えていただけないでしょうか。 また、添付資料 6 の実測値は、新施設の計画上、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	No.3-57 をご参照ください。
3-59	要求水準書 Ⅰ共通編	11	第 1 章 第 2 節 12 (2)資源リサイクル施設	②燃やせないごみ（事業系）、③燃やせないごみ（産業廃棄物）、④不燃系一斉清掃ごみ、⑤粗大ごみ、⑥缶・びん ・ペットボトル、⑦プラスチック類の計画ごみ質は御提示いただけますでしょうか。	測定実績がないため、計画ごみ質は提示できません。
3-60	要求水準書 Ⅰ共通編	11,12	第 1 章 第 2 節 13 想定搬入出車両等	想定搬入出車両等のうち、パッカー車（４ｔ車）平ボディ車（４ｔ車）、平ボディ深型車（４ｔ車）の全長・全幅・車高・ホイルベース・最小回転半径等の寸法をご教示願います。	搬入出車両の諸元を提示することは不可のため、一般的なものを想定してください。
3-61	要求水準書 Ⅰ共通編	12	第 1 章 第 2 節 14 搬入日及び搬入時間(予定)	各施設の受付終了時間は、計量棟での搬入時の受付を終了する時間と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-62	要求水準書 Ⅰ共通編	13,14	第 1 章 第 2 節 16 (2)騒音基準値(敷地境界) (4)振動基準値(敷地境界) (5)悪臭基準値(敷地境界) (7)悪臭基準値（その他）	左記に記載の敷地境界は添付資料 01：③敷地境界範囲（約 25.32ha）でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-63	要求水準書 Ⅰ共通編	16	第 1 章 第 2 節 18 粉じん基準値	作業環境中粉じん濃度の記載がありませんが、ご提示いただけますでしょうか。	労働安全衛生法等の関係法令にもとづき、作業環境に応じた粉じん濃度基準を事業者にて設定してください。
3-64	要求水準書 Ⅰ共通編	17	第 1 章 第 3 節 1 (3)資源リサイクル施設の性能保証事項	環境保全基準（騒音・振動・悪臭）は焼却施設運転時に測定することから、資源リサイクル施設個別の測定は行わず、焼却施設と併せて施設全体に対する測定を行うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-65	要求水準書 Ⅰ共通編	18	第 1 章 第 3 節 3 引渡性能試験	焼却施設及び資源リサイクル施設それぞれに騒音、振動、悪臭(敷地境界)の測定項目が記載されておりますが、焼却施設及び資源リサイクル施設の性能試験を同日とした場合、施設の敷地境界は同一であるため、測定結果を共用してもよろしいでしょうか。	可とします。
3-66	要求水準書 Ⅰ共通編	23	第 1 章 第 3 節 3 引渡性能試験 資源リサイクル施設の引渡性能試験方法	ごみ処理能力の試験方法の項目の中で、(3)ごみ量は「計量機の計測データとする。」と記載されていますが、ピット＆クレーン方式を採用する場合、クレーン荷重計で測定・投入したごみ量を、ごみ処理量として取り扱うことも可能と理解してよろしいでしょうか。	可とします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-67	要求水準書 Ⅰ共通編	23	第1章 第3節 3 引渡性能試験 資源リサイクル施設の引渡性能試験方法	「計量機の計測データとする。」とありますが、ごみ貯留についてピット式のご提案も可能な条件のため、「計量機又は、クレーン計量データとする。」として頂けないでしょうか。	クレーン計量データの使用も可とします。
3-68	要求水準書 Ⅰ共通編	23	第1章 第3節 3 引渡性能試験 資源リサイクル施設の引渡性能試験方法	ガラス、ペットボトル、プラスチック類の純度の分析に関して、容リ協会の分別基準及び品質判定基準に基づき事業者にて分析を実施し、A 判定以上を確認することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-69	要求水準書 Ⅰ共通編	29	第3章 第1節 2（1）	「掘削工事に際して生じた埋設廃棄物については、廃棄物と土壌を分別すること。分別した廃棄物のうち、焼却可能なものについては、本市所掌により可能な限り既存焼却施設で処理するため、既存焼却施設への搬入を行うこと。また、分別した廃棄物のうち、焼却できないものについては、建設廃棄物として適切に場外処分するものとする。」とありますが、要求水準書及びその添付資料から予期できない埋設廃棄物が発見された場合、その廃棄物の処分に係る費用及び工期は別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-70	要求水準書 Ⅰ共通編	29	第3章 第1節 2 工事における環境保全（2）	「予期せぬ大規模な工作物（抜杭工事が必要な杭等）や地中障害物が存在した場合は、別途協議を行う」とありますが、旧大久保清掃工場施工時の山留材料は残置されていないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-71	要求水準書 Ⅰ共通編	30	第3章 第1節 6 焼却施設における余熱利用（2）	「発電電力管理業務において、発電電力は本施設及び敷地内の他施設で使用し…」とありますが、送電及び弱電配線が必要な敷地内の既設施設は以下と理解してよろしいでしょうか。 1.既設管理棟 2.車庫棟（既設管理棟北側） 3.第3次最終処分場 4.収集事業課事務所 5.収集車車庫（計4棟） 6.倉庫（収集事業課車庫付近 計2棟） 7.倉庫（既設煙突東側） 8.倉庫（既設防災調整池西側） 9.天ぷら油保管庫、小型家電一時保管庫（敷地北側 令和7年建設予定） 10.構内外灯 11.電動門扉 12.共同溝内	質問で挙げられた施設のうち、6.倉庫（収集事業課車庫付近 計 2 棟）、7.倉庫（既設煙突東側）,9.小型家電一時保管庫,11.電動門扉については送電及び配線は不要です。 なお、質問における 11.電動門扉は既設正門を指しているものと考えます。既設正門は解体撤去のため、「敷地内の他施設」とは位置付けが異なる点にご留意ください。
3-72	要求水準書 Ⅰ共通編	30	第3章 第1節 6 焼却施設における余熱利用（2）	「発電電力管理業務において、発電電力は本施設及び敷地内の他施設で使用し…」とありますが、以下施設の既設電気図をご提示願います。 1.車庫棟（既設管理棟北側） 2.倉庫（収集事業課車庫付近 計2棟） 3.倉庫（既設煙突東側） 4.倉庫（既設防災調整池西側） 5.天ぷら油保管庫、小型家電一時保管庫（敷地北側 令和7年建設予定）	1.車庫棟（既設管理棟北側）は、添付資料 05：⑥新大久保清掃工場-焼却施設建設工事_03-建築電気設備図 E-75 をご確認ください。 2.倉庫（収集事業課車庫付近 計2棟）、3.倉庫（既設煙突東側）、5.小型家電一時保管庫については、送電不要です。 4.倉庫（既設防災調整池西側）および5.天ぷら油保管庫（敷地北側 令和7年建設予定）については、別途、図面を提供いたします。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-73	要求水準書 Ⅰ共通編	30	第3章 第1節 6 焼却施設における余熱利用	電力の地産地消において、供給対象となる公共施設の電力情報(契約電力 kW、電力使用量 kWh)をご提示いただけないでしょうか。	別途、候補施設別の電力使用量データ（令和6年度）を提供いたします。 様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-74	要求水準書 Ⅰ共通編	31	第3章 第1節 7 資源リサイクル施設における資源物選別(3)	「ガラス選別後残渣は、個別に民間へ資源化委託する可能性がある」とありますが、資源化を行わない場合、ガラス選別後残渣は焼却処理もしくは場内の最終処分場までの運搬が事業者範囲と理解してよろしいでしょうか。	未定ではありますが、方針としては、質問事項に記載されている処理方法および事業者範囲を想定しています。
3-75	要求水準書 Ⅰ共通編	33	第3章 第2節 4 安全衛生管理（7）	「火災対策として、消防関連法及び消防当局の指導にしたがって、防火水槽をはじめ火災対策設備を設けること」とあります。 既設焼却施設の南側に設置されている既設防火水槽(40t)を消防水利と考えた場合、既設防火水槽を中心とした半径 140m の包含円の内側に入っていない既設建物（既設	新施設における既存の防火水槽利用可否は、実施設計時における関係官庁との協議により決定します。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				破砕選別設備、洗車場、ストックヤード、収集事業課事務所、収集事業課車庫等）がありますが、新設工場棟及び新設計量棟が既設防火水槽から 140m 以内に計画できる場合、新設防火水槽は不要と理解してよろしいでしょうか。	
3-76	要求水準書 Ⅰ共通編	33	第 3 章 第 2 節 4 安全衛生管理	施設間の火災対策は、各施設の火災受信機の代表信号を相互に表示することでよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
3-77	要求水準書 Ⅰ共通編	34	第 3 章 第 2 節 6 安定稼働に係る全体計画	資源リサイクル施設においては、展開検査装置に代わる対応として、受入ヤードに展開検査スペースを設け、展開検査後の処理物は重機により受入ホッパに投入するものとしてよろしいでしょうか。	可とします。
3-78	要求水準書 Ⅰ共通編	34	第 3 章 第 2 節 7 搬入廃棄物の管理	一般持込車または専用車で搬入される「動物の死体」は冷凍庫で保管すること。（冷凍庫の設置場所は、一般持込ヤードとする。）との記載がありますが、焼却処理用の冷凍庫については、焼却施設内の設置も可能との認識でよろしいでしょうか。 既設での動物搬入実績（種類、数量、最大寸法）についてご教示ください。	ご理解のとおりです。ただし、一般持込ヤード等で受け取った後、ご提案の「焼却施設内に設置する焼却処理用の冷凍庫」までの移動は、事業者にて行ってください。 2024 年度（令和６年度）の数量の実績は以下のとおりです。 ・ イノシシ　：９ ・ タヌキ　：34 ・ 犬　：241 ・ 猫　：390 ・ ウサギ　：46 ・ イタチ　：34 ・ ネズミ　：96 ・ 鳥　：1,512 ・ アライグマ　：194 ・ モルモット　：63 ・ キツネ　：４ ・ その他　：114
3-79	要求水準書 Ⅰ共通編	34	第 3 章 第 2 節 7 搬入廃棄物の管理	ペットについては市所掌にて動物霊園に委託処理するとありますが、事業者の業務所掌としては、受入及び冷凍庫保管までによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-80	要求水準書 Ⅰ共通編	39	第 4 章 第 2 節 2 実施設計	実施方針及び要求水準書（案）に対する質疑回答書（2025 年（令和 7 年）3 月 7 日付）は、契約条件として有効と理解してよろしいでしょうか。	実施方針および要求水準書（案）に対する質疑回答書は契約条件として有効とします。なお、募集要項等および募集後の質疑回答書との優先順位については、No.6-15 によるものとします。
3-81	要求水準書 Ⅰ共通編	43	第 4 章 第 3 節 4 (2)現場管理 ア	現場代理人の配置について、現地工事序盤は主に施工する土木・建築工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えますが、その後、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する構成企業から選任するという、工事進捗に合わせて配置可能と理解してよろしいでしょうか。	工事の進捗状況に応じ、現場代理人を交代することは可能です。 ただし、工事現場の運営、取締りのほか、契約に基づく受注者の権限の行使に支障がないこととします。
3-82	要求水準書 Ⅰ共通編	43	第 4 章 第 3 節 4 (2)現場管理 オ	監理技術者の配置について、構成企業の中から土建工事・プラント工事のそれぞれの該当現地工事期間に別々に配置するものとし、プラント機器の製作期間は専任不要と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書Ⅰ共通編第 4 章第 3 節４(2)オに記載のとおり、土建工事とプラント工事との間に工事工程上の一定の区切りがつき、工事の継続性及び品質確保等に支障がないと認められる場合は、監理技術者の交代を認めます。 なお、プラント機器の製作期間中のプラント工事に係る監理技術者等の専任は求めません。
3-83	要求水準書 Ⅰ共通編	45	第 4 章 第 4 節 1 試運転（1）	資源リサイクル施設の試運転期間が 35 日間～45 日間と記載されていますが、本施設規模の場合、記載の期間で単体機器調整から性能試験までを実施することは困難です。資源リサイクル施設の試運転期間は 90 日間～120 日間程度（土日などの試運転休止日を含む）とし、詳細は実施設計時に協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	資源リサイクル施設の試運転期間の延長は可能とし、詳細については協議により決定します。 なお、試運転期間を延長する場合であっても、新施設（新焼却施設及び資源リサイクル施設）の竣工時期は令和 13 年 3 月を遵守してください。
3-84	要求水準書 Ⅰ共通編	46	第 4 章 第 4 節 3 (1)本市の負担	試運転中の貴市ご負担範囲は「ごみの搬入」のみ記載されていますが、各種資源物、焼却鉄、焼却灰・飛灰処理物の引取は貴市範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書Ⅰ共通編における「ごみの搬入」は「ごみの搬入及び資源物、焼却鉄、最終処分する焼却灰・飛灰処理物の引取」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。 ただし、資源物として引取先の基準が満足できていない場合や、引取先選定まで時間を要する場合は、再度処理を求める場合があります。
3-85	要求水準書 Ⅰ共通編	46	第 4 章 第 4 節 3 (2)事業者の負担	「(2)事業者の負担 前項以外の用役費等試運転・運転指導に必要なすべての経費を事業者の負担とする。また、性能保証事項を満たさない場合に追加で発生する処分費等の費用については、事業者の負担とする。」とありますが、試運転において発生する焼却残渣については、	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				運営期間中と同様に貴市が貴市の負担にて処分を行うものと理解してよろしいでしょうか。	
3-86	要求水準書 Ⅰ共通編	47	第 4 章 第 5 節 7 保険	加入予定の建物総合損害共済について、補償内容の詳細をご教示いただけないでしょうか。 ・担保危険 ・補償対象（プラント全体 or 建屋のみ） ・てん補限度額 ・免責金額 ・新価（再調達価額）補償 or 時価補償	公益社団法人全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」に加入する予定です。 なお、ごみ処理施設（建屋及び動産）に対する共済金の支払いは、実際に修繕費等を支払った後、共済会で精査した上で確定されるため、補償内容の詳細をお示しすることはできません。
3-87	要求水準書 Ⅰ共通編	49	第 4 章 第 5 節 9 (3)責任者及び有資格者の配置	「電気事業法に基づき、電気主任技術者を配置すること」とありますが、電気事業法第四十三条第 2 項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか	可とします。
3-88	要求水準書 Ⅱ建設編	1	第 1 章 第 1 節 1 6 洗車場	洗車場について、他の建物と合築でもよろしいでしょうか。	可とします。
3-89	要求水準書 Ⅱ建設編	1	第 1 章 第 1 節 1 6 洗車場	洗車場について、洗車場の必要駐車台数をご教示願います。	４台とします。
3-90	要求水準書 Ⅱ建設編	1	第 1 章 第 1 節 1 対象施設の種類	便所について、「市民・ごみ搬入者用として屋外から使用するもの」との記載がありますが、運営上合理的であれば屋内から使用する提案もお認めいただけないでしょうか。	原則として屋外から使用するものとします。 提案の施設配置や運営面における利便性などを考慮して屋内からの使用が望ましい場合は、協議により決定します。
3-91	要求水準書 Ⅱ建設編	3	第 1 章 第 4 節 1 (1)収集ごみ	「その他のごみとして「不法投棄ごみ」は、ダンプで搬入される」とありますが、当該ダンプの全長・全幅・車高・ホイルベース・最小回転半径等の寸法をご教示いただけないでしょうか。	ダンプ車の諸元を提示することは不可のため、一般的なものを想定してください。
3-92	要求水準書 Ⅱ建設編	5	第 1 章 第 4 節 3（3） ア缶・びん・ペットボトル	除袋した袋はプラスチック類圧縮梱包機へ搬送するとありますが、缶・びん・ペットボトルの収集袋は中味残り等のごみによる汚れのため、プラスチック類圧縮梱包品の品質低下を招く懸念があります。したがって、缶・びん・ペットボトルの収集袋は一律残渣として焼却施設ごみピットへ搬送するなど、事業者にて提案可能と理解してよろしいでしょうか。	収集袋の処理を資源化もしくは焼却のどちらにするかは、汚れの付着状態により判断するものとし、詳細な方法は事業者の提案に委ねます。
3-93	要求水準書 Ⅱ建設編	5	第 1 章 第 4 節 3（3） ア缶・びん・ペットボトル	除袋した袋やラベル・キャップを焼却ごみピット行きとしない理由として、焼却ごみ中の廃プラスチック類等の減量が目的でしょうか。 また、色付きペットボトルもプラスチック類として圧縮するのでしょうか。	除袋した袋やラベル・キャップを焼却ごみピット行きとしない理由は、リサイクル率の向上が目的です。 色付きペットボトルについては、色付きペットボトルについては、リサイクラーとの協議の上、リサイクルまたは焼却施設へ搬送することに訂正します。 要求水準書は、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
3-94	要求水準書 Ⅱ建設編	6	第 1 章 第 4 節 3 (5)その他	「処理不適物等については適宜市が業者委託等で処理する。そのための貯留スペースを確保すること（コンテナ又はフックロール用荷箱など）」とありますが、今回は、危険物・有害物・処理困難物等の処理は事業者範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-95	要求水準書 Ⅱ建設編	9	第 2 章 第 2 節 6 ポンプ	防液提内にポンプを設置する場合、防液提が側溝の役割を担う為、側溝は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-96	要求水準書 Ⅱ建設編	12	第 3 章 第 1 節 4 ごみ展開検査装置	実施方針時の質問回答で、ごみ展開検査装置を使用する最大車両は平ボディ車（4t 車）を想定とのことでしたが、プラットホームの運用計画のため、その全長・全幅・車高・ホイルベース・最小回転半径等の寸法をご教示願います。	平ボディ車の諸元を提示することは不可のため、一般的なものを想定してください。
3-97	要求水準書 Ⅱ建設編	15	第 3 章 第 1 節 9 可燃性粗大ごみ破砕機	投入口寸法については「2t ダンプ車から直接投入できる程度の容量を確保すること」とあります。運用上は、一旦機器手前にて荷下ろしの上、不適物を除去等したのちに、投入するものとして必要な投入口寸法を計画するとの理解でよろしいでしょうか。	可燃性粗大ごみ破砕機における投入方法および投入口の計画については、事業者の提案に委ねます。安全性、効率性等を踏まえた処理方法を想定し、ご検討ください。
3-98	要求水準書 Ⅱ建設編	15	第 3 章 第 1 節 9 可燃性粗大ごみ破砕機 カ 投入口寸法	「竹・笹の搬入があるため、2t ダンプ車から直接投入できる程度の容量を確保すること」との記載があります。破砕機へ直接ダンプ投入する場合、投入口は床面と同じ高さにする必要があり転落事故などが懸念されます。安全性の観点から、投入口	可燃性粗大ごみ破砕機における投入方法および投入口の計画については、事業者の提案に委ねます。安全性、効率性等を踏まえた処理方法を想定し、ご検討ください。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				は転落しない程度の床面との段差を設け、投入方法も事業者による提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	
3-99	要求水準書 Ⅱ建設編	16	第3章 第2節 1 ごみ投入ホッパ・シュート 〔特記事項〕(5)	ごみ投入ホッパ・シュートについて、「水平荷重は、建築構造が負担しないものとすること。」とあります。本条件は、プラント架構に支持された焼却炉と建築構造物とで地震時の揺れ方が異なるため、地震時に焼却炉の水平荷重が投入ホッパを介して建築構造物に伝わると両者の異なる揺れの影響で焼却炉が損傷するリスクを懸念したものとの認識でよろしいでしょうか。 そのリスク対応として、以下が想定される認識でよろしいでしょうか。 ①投入ホッパを建築躯体で支持する場合は、投入ホッパと焼却炉との縁切りが必要 ②投入ホッパを焼却炉プラント架構の対象荷重に含める場合は、建築躯体で支持しない（本項記載の前提）	特記事項(5)の意図していることは、ご理解のとおりです。 また、その対応方法については事業者の提案に委ねます。（①,②どちらでも可とします。）
3-100	要求水準書 Ⅱ建設編	26	第3章 第3節 16 純水装置	装置の性能を十分に発揮できるのであれば、(4)に記載のある主要機器について、変更提案させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
3-101	要求水準書 Ⅱ建設編	28、29	第3章 第4節 2 集じん器（4） エ バイパス煙道	常時集じん可能を原則とする場合、バイパス煙道を使用する機会は原則なく、バイパス煙道内に排ガスが滞留し腐食を促進する可能性があります。また、バイパス煙道を使用する場合においては、排ガス中のばいじん等が集じん器（ろ布）を経由せず系外に飛散されます。これらの理由によりバイパス煙道の必要性についてご確認頂けないでしょうか。	バイパス煙道は、集じん器が停止している時に通風が必要な場合に使用する想定です。 ご質問に挙げられているような懸念事項が想定される場合は、別置型の集じん器を設ける等、バイパス煙道に代替する機能を設けるのであれば、バイパス煙道は設置しないことも可とします。
3-102	要求水準書 Ⅱ建設編	37	第3章 第7節 5 飛灰搬送装置 (4)付属品	飛灰搬送方式、搬送距離等を踏まえ、加温ヒータは保温による代替提案を認めていただけないでしょうか。	可とします。
3-103	要求水準書 Ⅱ建設編	38	第3章 第7節 6 飛灰処理設備 (3) 飛灰搬送コンベヤ	設備の性能を十分に発揮できるのであれば、形式を変更提案させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
3-104	要求水準書 Ⅱ建設編	41	第3章 第8節 2 (10)防火水槽	(10)防火水槽とありますが、本項目は屋外に設置する消防法上の消防用水または消防水利ではなく、屋内に設置する屋内消火栓等の水源としての消防用水槽を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-105	要求水準書 Ⅱ建設編	57	第3章 第11節 3 真空掃除装置（1）	真空掃除装置より可搬式の掃除機の方が使いやすく、費用が安価と思料します。可搬式掃除機でのご提案をお認めいただけないでしょうか。	可とします。
3-106	要求水準書 Ⅱ建設編	61	第4章 第1節 2 一般持込受入ヤード 〔特記事項〕(5)	「同時に少なくとも2台以上の積降が出来るスペースを確保すること。」とは、大型の搬出車両ではなく、一般持込（家庭用）の搬入車両が2台以上との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-107	要求水準書 Ⅱ建設編	63	第4章 第1節 7 不燃粗大ごみ貯留設備	不燃粗大ごみ貯留設備はプラットホーム内に設置するご指定ですが、車両動線および粗大ごみ処理の最適化が図れる場合は、本貯留設備の設置場所はプラットホームに限定しないものとして計画してよろしいでしょうか。	可とします。要求水準書 Ⅰ共通編 P37,38 第5節 1 (6) 等には留意してください。
3-108	要求水準書 Ⅱ建設編	64	第4章 第1節 8 燃やせないごみ受入・貯留設備	「貯留面積・容量は、曜日別・時間別の搬入量・搬入台数データを参考にすること。」とありますが、要求水準書添付資料10に記載の不燃破砕ごみ、不燃埋立ごみの搬入量・搬入台数を繁忙期の参考データとして計画すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-109	要求水準書 Ⅱ建設編	64	第4章 第1節 8 燃やせないごみ受入・貯留設備 イ,ウ	イ 貯留容量760m3以上、ウ 容量算定単位体積重量0.179t/m3の記載より、 ・760×0.179=136t（貯留重量） 必要貯留容量５日分より、1日あたりの処理量 ・136t÷5日≒27t/日 となります。 ただ、要求水準書Ⅰ[共通編]P.4 6.施設規模より、破砕系25t/5h以下となっていますが、機器選定等において、25t/5hをベースとして計画して問題ないでしょうか。	燃やせないごみ受入・貯留設備の貯留容量は、燃やせないごみとしての搬入量で計算しています。そのため、要求水準書に記載した貯留容量で計画をお願いいたします。 燃やせないごみ(家庭系)＋②燃やせないごみ(事業系)＋③燃やせないごみ(産業廃棄物)＋④不燃系一斉清掃ごみ=3,523t/年＋1,242t/年＋11t/年＋308t/年=5,084t/年 5,084t/年÷249日×1.29＝26.3…t/日≒27t/日 一方で破砕系の施設規模（25t/5h）は、燃やせないごみと粗大ごみの搬入量から、直接埋立分を差し引いて計算したものです。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-110	要求水準書 Ⅱ建設編	64	第 4 章 第 1 節 8 燃やせないごみ受入・貯留設備 [特記事項]	「燃やせないごみ受入・貯留設備」に関し、ピット方式の場合、ピット内消火対応として、必ずしも放水銃ではなく、範囲・水量等考慮した消火方式でも問題ないでしょうか。	リチウムイオン電池等による火災対策に十分効果を発揮することを条件として、放水銃以外の採用も可とします。
3-111	要求水準書 Ⅱ建設編	64	第 4 章 第 1 節 9 缶・びん・ペットボトル受入・貯留設備	「貯留面積・容量は、曜日別・時間別の搬入量・搬入台数データを参考にすること。」とありますが、要求水準書添付資料には該当する資料がございません。データをご提示願います。	繁忙日の搬入状況（資源物計量データ_20240731）をご確認ください。 様式 1 「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。
3-112	要求水準書 Ⅱ建設編	65	第 4 章 第 1 節 10 プラスチック類受入・貯留設備	「貯留面積・容量は、曜日別・時間別の搬入量・搬入台数データを参考にすること。」とありますが、要求水準書添付資料には該当する資料がございません。データをご提示願います。	プラスチック類については、現在は分別収集しておらず実績が無いため、データはありません。
3-113	要求水準書 Ⅱ建設編	65	第 4 章 第 1 節 10 プラスチック類受入・貯留設備 [特記事項]	「プラスチック類受入・貯留設備」に関し、ピット方式の場合、ピット内消火対応として、必ずしも放水銃ではなく、範囲・水量等考慮した消火方式でも問題ないでしょうか。	リチウムイオン電池等による火災対策に十分効果を発揮することを条件として、放水銃以外の採用も可とします。
3-114	要求水準書 Ⅱ建設編	66	第 4 章 第 1 節 12 窓拭き装置	資源リサイクル施設も焼却施設と同様に、ごみクレーン操作室及び見学者用窓は、ともに清掃員による清掃に統一という提案も可能でしょうか。	ご提案に委ねます。
3-115	要求水準書 Ⅱ建設編	75	第 4 章 第 6 節 11 ストックスペース	「椅子ソファ（月 240 個程度）、スプリング入りマットレス（月 120 枚程度）」とありますが、Ⅰ共通編 10 頁で示される令和 4 年度の危険物・有害物・適正処理困難物の処理量実績では、椅子ソファ（3510 個/年≒293 個/月）、スプリング入りマットレス（2427 枚/年≒203 枚/月）と、本項目に記載の数量と異なります。ストックスペースの貯留面積はⅡ建設編 75 頁に記載の数量を目安に計画すると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書 Ⅰ共通編 P.10 に記載の実績を参考にして下さい。
3-116	要求水準書 Ⅱ建設編	78	第 4 章 第 9 節 5 ITV 装置	カメラの設置場所を指定されていますが、実績に応じた適切な場所に設置するものとして見直しの上、提案してもよろしいでしょうか。	受入・貯留、各処理工程が適切に監視可能なカメラ位置であることを条件として、可とします。なお、モニタの設置箇所には、管理棟を追加します。
3-117	要求水準書 Ⅱ建設編	85	第 5 章 第 1 節 1 全体計画（7）	「見学者・来場者が入室・通行する場所については、「福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）平成 31 年 4 月兵庫県」に準じて整備すること」とありますが、最新版の「令和 4 年 4 月版」に準じると理解してよろいしでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-118	要求水準書 Ⅱ建設編	85	第 5 章 第 1 節 1 全体計画（7）	「見学者・来場者が入室・通行する場所については、「福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）平成 31 年 4 月兵庫県」に準じて整備すること」とありますが、「整備基準」に準じると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-119	要求水準書 Ⅱ建設編	89	第 5 章 第 1 節 4 工場棟計画 (4) 管理諸室	便器を各階に設置とありますが、多目的便所に関しては不特定多数の者(見学者)が利用する階に設置という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-120	要求水準書 Ⅱ建設編	92	第 5 章 第 2 節 2 外構工事 (8) 植栽・芝張 〔特記事項〕	実施方針の質疑回答で「緑化率は工場立地法を遵守する必要があります。 なお、緑化率は敷地全体で遵守するものであるため、本事業で整備する施設配置範囲のみで条件を満たすものではありません。」とあります。添付資料「添付資料 01：③敷地境界範囲」では緑化率が敷地全体で約 26%あるため新工場建設に関係なく現状満足しているものと考えてよろしいでしょうか。また、要求水準書に植栽面積の記載がありますが工場立地法で求められる緑化率とは関係なく本工事で施工する植栽面積を記載すればよいでしょうか。	添付資料 01：③敷地境界範囲で示す現況図に示すとおり、新施設整備範囲外において工場法で定められた緑化率を満たしています。 また、要求水準書 Ⅱ建設編 P92 で記載する植栽面積は、ご理解のとおり本工事で施工する範囲になります。
3-121	要求水準書 Ⅱ建設編	93	第 5 章 第 2 節 2 外構工事 (10) ウ 門扉	敷地入口に新設する門扉は既設同様、電動門扉にて計画すると理解してよろしいでしょうか。	門扉の仕様は提案に委ねます。なお、新設の門扉設置箇所は、既設正門位置と、市道との接続箇所の計 2 か所とします。市道との接続箇所については、別途整理した市道ループ案を参考にご検討ください。（市道ループ案はあくまで素案であり、確定事項ではございません。）市道ループ案は、様式 1 「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。 また、閉門後の時間帯でも施設からの退出を円滑に行えるように留意してください。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-122	要求水準書 Ⅱ建設編	93	第 5 章 第 2 節 2 外構工事 (10) エ フェンス	工事区画南側のメガソーラーとの境界に設置されているフェンスは残置されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-123	要求水準書 Ⅱ建設編	93	第 5 章 第 3 節 1 空気調和設備工事	「個別 8 時間の各諸室は、冷暖房・加湿、第一種換気とすること。」とありますが、加湿は常設とした場合、設備が煩雑化し配管の水漏れに対するメンテナンス等が必要になること、空調吹出し口の結露によるカビ等の衛生面の課題も考えられるため、必要に応じて卓上又は床置き加湿器を用いる方法を採用してもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
3-124	要求水準書 Ⅱ建設編	96	第 6 章 第 1 節 1 (2) 関係機関との諸手続き	「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）に基づくバイオマス発電、その他非バイオマス発電の売却に係る関係先との協議及び手続き資料の作成を行うこと。」とありますが、Ⅰ共通編 7 頁(カ)電力管理業務においては、地方債を受けるため FIT・FIP 制度の適用を受けない主旨の記載があります。FIT・FIP は適用しないと理解してよろしいでしょうか。	「令和６年度地方債同意等基準運用要綱」、「令和６年度地方債についての質疑応答集」では、売電を主たる目的とした場合における地方債適用対象外の設備が不明です。本市の財政負担軽減や売電収益最大化において、FIT・FIP を適用することも可能性として考えられます。 そのため、FIT・FIP を適用するか否かは現時点では回答できません。
3-125	要求水準書 Ⅱ建設編	99	第 6 章 第 1 節 10 (2) 無停電電源負荷内訳	無停電電源負荷内訳の内、無停電電源装置（バッテリー）を内蔵している設備は、無停電電源負荷に含めなくてよいと理解してよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
3-126	要求水準書 Ⅱ建設編	99	第 6 章 第 1 節 10 (2) 無停電電源負荷内訳	無停電電源負荷内訳に「各施設高齢者・障碍者等用便所通報装置」が含まれておりますが、機能上、無停電電源負荷ではなく非常用発電負荷として提案してよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
3-127	要求水準書 Ⅱ建設編	100	第 6 章 第 2 節 5 (1) 照明器具	グレアレス型照明は目線の高さでは暗く感じやすいため、中央制御室やクレーン操作室等の光の反射により運用に支障をきたす可能性があるエリアに限定としてよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
3-128	要求水準書 Ⅱ建設編	101	第 6 章 第 2 節 5 (3) ア (ｲ)UPS コンセント	「UPS コンセントを管理事務所、電気室、中央制御室等に設置する」とありますが、どのような用途での使用を想定されているかご教示願います。	停電時に備えた利用を想定しています。
3-129	要求水準書 Ⅱ建設編	101	第 6 章 第 2 節 5 (3) ア (ｲ)UPS コンセント	「UPS コンセントを管理事務所、電気室、中央制御室等に設置する。」とありますが、必要と想定される機器(PC 機器等)は機器側で無停電装置を内蔵しているものを採用する場合、UPS コンセントは不要と理解してもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
3-130	要求水準書 Ⅱ建設編	101	第 6 章 第 2 節 6 消防防災用制御盤	「自動火災報知設備、自動閉鎖装置、ガス警報装置等の受信機を消防防災用制御盤として、焼却施設の中央制御室（受信機）、資源リサイクル施設の中央制御室と管理事務室及び既設管理棟（副受信機）に設置する」とありますが、収集事業課事務所の防災盤との連携は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-131	要求水準書 Ⅱ建設編	102	第 6 章 第 2 節 9 拡声設備	消防法上不要な場合は非常用放送設備ではなく、一般放送による全館放送設備としてもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
3-132	要求水準書 Ⅱ建設編	102	第 6 章 第 2 節 12 電話設備（1）イ	「構内は、地中埋設、隠蔽配管とし…」とありますが、電気設備全般における外構電気配線を架空にて計画してもよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等の手続きが必要になると見込まれる場所については、架空配線を可とします。
3-133	要求水準書 Ⅱ建設編	102	第 6 章 第 2 節 12 電話設備（1）イ	既設建物への電線改修を壁受けにて計画してもよろしいでしょうか。	既設建物における電線の壁受け可否については、実施設計における協議により決定します。
3-134	要求水準書 Ⅱ建設編	103	第 6 章 第 2 節 14 (1) 監視	各施設の運転情報を、オペレータコンソールの液晶モニタではなく、壁掛監視制御盤及び集中リモコンスイッチによる状態監視としてもよろしいでしょうか。	可とします。なお、データロガ閲覧用端末を管理棟および収集事業課事務所に設置してください。
3-135	要求水準書 Ⅱ建設編	104	第 6 章 第 2 節 16 その他	「移動電話機（携帯タイプ等)」とは、施設内 PHS のこととの認識でよろしいでしょうか。あるいは、通信事業者の携帯電話のことでしょうか。	施設内 PHS のことを指します。
3-136	要求水準書 Ⅲ運営編	2	第 2 章 第 1 節 1 受付 (1)	「事業者は、ごみ持込や粗大ごみ収集の予約受付システムを整備し、電話・インターネット等による事前予約業務を行うこと。」とありますが、現在の電話予約・インターネット予約について以下をご教示願います。 ・電話対応されている貴市職員数 ・予約以外の問い合わせ件数 ・電話予約の利用状況（日毎の予約件数）	以下をご参照ください。 ・ 電話対応されている貴市職員数：12 名（受付体制は曜日、時間帯により 3～5 名） ・ 予約以外の問い合わせ件数：2,292 件／年 ・ 電話予約の利用状況（日毎の予約件数）：149 件／日 ・ インターネット予約の利用状況（予約件数）：10,710 件／年 ・ 持込車両台数制限の有無：制限有

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				・インターネット予約の利用状況（予約件数） ・持込車両台数制限の有無	家庭系制限有。80 台／日（土曜日：90 台／日、年末年始等：130 台／日） 事業系制限無。
3-137	要求水準書 Ⅲ運営編	2	第 2 章 第 1 節 5 受付時間 (2)	貴市の指示による時間外対応について、想定されている時期、日数・時間をご教示ください。	以下をご参照ください。 (1)計量機、計量棟による受付 【通常時】 ・月～土(祝日含む)、8：30～12:00、12:45～16：00 【時間外時】 ・8 月 16 日、12 月 29 日～31 日、1 月 3 日～5 日は曜日に関わらず営業 営業時間 8 月 16 日が日曜日の場合　7:00～8:30 月曜日～土曜日の場合　7:00～12:00、12:45～16:00 12 月 29 日、30 日　8：30～16：00 12 月 31 日　8：30～21：00 1 月 3 日　10：00～12：00 1 月 4 日、5 日　8：30～16：00 ※上記以外に 1 月の第 1 又は第 2 日曜日が営業日になる年がある。 ※台風、大雪等の天候状況により、通常時の 12:00～12:45 も営業する場合がある。 ※年に数回、収集作業遅れにより 16:00 から 30 分程度営業時間を延長することがある。 (2)電話での予約受付 通常の受付時間は月曜日～金曜日（祝日含む）の 9：00～19:00。 ただし、年末の 12 月 27 日や 12 月 28 日が土日の場合は、時間外で対応する。 この場合の対応時間は 9：00～19:00 になる。
3-138	要求水準書 Ⅲ運営編	5	第 2 章 第 3 節 2 備品・什器・物品・用役の調達	「なお、用役（消耗品の補充・交換含む）は既存管理棟を含むこと。」とありますが、現状事業者で想定することは困難なため、統一条件として消耗品の品目や数量をご指定いただけないでしょうか。	以下をご参照ください。 ・保健衛生用品 トイレットペーパー（27 ロール）：４０箱 手洗い石鹸（5ℓ）：２本 ・清掃用品 トイレ用洗剤（380ml）：２０本 紙モップ：８０枚 ワイパーシート：２０枚 ポリ袋（45ℓ）：１，５００枚 キッチンハイター（1.5ℓ）：１８本 ほうき：５本 ゴム手袋（100 枚入）：１０セット ぞうきん（10 枚入）：５セット たわし：１０個 スポンジ：１０個 便座クリーナー（5ℓ）：２本
3-139	要求水準書 Ⅲ運営編	5	第 2 章 第 3 節 4 点検・検査計画の作成 (1)	自営線供給先施設（場外）3 施設の受電点検予定時期を、ご教示願います。	2024 年度（令和６年度）の実績で、明石中央体育会館は 3 月、木の根学園は 4 月、明石養護学校は 8 月になります。
3-140	要求水準書 Ⅲ運営編	5	第 2 章 第 3 節 4 点検・検査計画の作成 (1)	明石中央体育会館へ供給するための仮設発電機ですが、設置後の発電機の運転操作や給油作業等は、貴市にてご対応いただけると理解してよろしいでしょうか。	運営期間中における仮設発電機の運転操作、整備、燃料補給・保管については事業者の所掌とします。
3-141	要求水準書 Ⅲ運営編	10	第 2 章 第 6 節 1 (3) 電力使用量まとめ	電力使用量シミュレーション実施のために、管理棟/収集事業課/明石中央体育会館/木の根学園/明石養護学校の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）の電力使用量実績値（希望：30 分単位の kWh 値、ご提示不可の場合は可能な範囲での kWh 値）のデータをご提示願います。	管理棟の実績値はありません。一日最大電力使用量及び年間電力使用量を参照ください。 収集事業課（1 時間単位）及び明石中央体育会館・木の根学園・明石養護学校（30 分単位）は、様式 1 「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。
3-142	要求水準書 Ⅲ運営編	10	第 2 章 第 6 節 1 売電・送電業務の事務手続き	既存管理棟、収集事業課の 1 日最大電力使用量(kWh）及び年間電力使用量(kWh)をお示しいただいていますが、	①各施設の消費電力(kW)については、仕様や実績がないことから、提示できません。 ②焼却施設の停止により、敷地内の他施設（既存管理棟及び収集事業課以外の施設も含みます。）への送電ができない場合の買電料金は事業者の負担とします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				①新焼却施設の契約電力検討のための各施設の消費電力(kW)の条件を設定いただけないでしょうか。 ②新焼却施設の全炉停止期間中の既存管理棟及び収集事業課の買電料金は、事業者範囲外との認識でよろしいでしょうか。今回の入札金額に織り込む必要がある場合は、全炉停止期間中 1 日あたりの既存管理棟及び収集事業課の買電量条件をご提示いたき、統一条件としていただけないでしょうか。	買電料金の条件は要求水準書 Ⅲ運営編 P.10 における 1 日最大電力使用量を参照してください。
3-143	添付資料 01②		既設車両動線	工事範囲の作業エリアを確保するため、新ごみ処理施設建設工事範囲北側の既設工場棟への車路（構内道路）について、さらに北側に仮設構台等で車路を設け、既設車両動線ルートを確保しつつ、工事エリアを広げる計画としてよろしいでしょうか。	既設工場棟への車路変更や仮設構台等の設置については、明石クリーンセンターにおける庁内確認等が必要になるため、実施設計時の協議により決定します。
3-144	添付資料 01②		土壌	「【黄色網掛け範囲】工事で使用してよいが、旧処分場範囲のため地中廃棄物がある可能性がある。掘削工事を行う場合は廃棄物処理法及び土壌汚染対策法の規制がかかることに留意のこと」とありますが、関係官庁との協議は長期間に及ぶ可能性があるため、解体工事との情報共有が不可欠であると考えます。 「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」にて行われる、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法に係る届出及び調査の内容をご教示願います。	本質疑回答公表時点（2025 年（令和 7 年）5 月 30 日）では、届出書は未提出です。 2 回目の質疑回答において同様の質問が提出された場合は、公表の可否を検討した上で、可能な範囲で回答において提示する予定です。
3-145	添付資料 01④		残土仮置き場・分別ヤード	工事用地として使用可とされている黄色及び緑色エリアを、残土の仮置き場または埋設廃棄物の分別ヤードとして計画してよろしいでしょうか。	黄色エリアのうち、第２次最終処分場フェンスの外側であれば、可能です。
3-146	添付資料 01⑤		工事用道路計画図	緑色で工事用道路が示されていますが、大型車両の通行ができるようにするため、フェンス門扉北側の樹木伐採及び植栽帯の道路への改修を計画してよろしいでしょうか。	公園（墓園）区域においては公園管理者と協議の上、現況道路の車両通行に支障となる樹木の枝払いは可能です。明石クリーンセンター内については施設管理者と協議の上、樹木伐採及び植栽帯の道路への改修を計画することは可能です。ただし、既往土壌汚染状況調査対象範囲以外については、地歴調査未実施であり、汚染のおそれの有無についての判断は特に受けていません。したがって、建設予定地範囲外の土を触る際は、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等の手続きが必要となります。なお、別添資料①に朱色で示す「道路整備（残区間）」は明石市大久保北部地域の明石クリーンセンター等の利便性向上のため、本市道路整備事業において市道ループ案を検討しています。別添資料②に示すように道路整備ラインまでを工事範囲として場内道路整備や門扉新設等を提案してください。別添資料は、様式 1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。
3-147	添付資料 01⑦		解体工事	PDF2・3 頁に示される緑ハッチング範囲内について、全ての構造物（ガードレール、電柱、標識、舗装、収集事業課のスロープ等）は「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」にて撤去されていると理解してよろしいでしょうか。	ガードレール、電柱、標識、舗装、収集事業課のスロープについては解体工事で撤去する予定です。ただし、舗装については、撤去せず存置とする範囲があります。当該舗装の撤去が必要な場合は、事業者にて撤去してください。なお、撤去の要否に関わらず、周回道路等として新施設で利用する場合は、当該舗装を撤去新設してください。
3-148	添付資料 01⑦		解体工事	PDF2・3 頁に示される緑ハッチング範囲について、既設の地下躯体及び杭は全て撤去されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-149	添付資料 01⑦		水位検知型ポンプ	「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」から水位検知型ポンプの管理を引き継ぐものとし、維持管理と撤去を本工事で見込むものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。引継ぎ等に係る詳細については、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」事業者および本業務の事業者を含めた協議によります。
3-150	添付資料 01⑧		敷地範囲	施設区域（変更）面積 92,056.422 ㎡の赤色ラインが計画通知上の敷地境界線になるとのことですが、本敷地境界線の座標を示す測量図をご提示願います。	資料を提示します。様式 1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。
3-151	添付資料 01⑧		敷地範囲	施設区域（変更）面積 92,056.422 ㎡の赤色ラインが計画通知上の敷地境界線になるとのことですが、事業者で確定測量を見込むものと理解してよろしいでしょうか。	添付資料をご確認の上、必要な測量については事業者範囲とします。
3-152	添付資料 03②		土壌汚染	既往の土壌汚染状況調査にて外構の大部分は汚染のおそれのない区分に分類されていますが、既往土壌汚染状況調査対象範囲外の外構部について「土壌汚染のおそれがない」として県に認めていただけるものとして計画してよろしいでしょうか。	既往土壌汚染状況調査対象範囲以外については、地歴調査未実施であり、汚染のおそれの有無についての判断は特に受けていません。したがって、建設予定地範囲外の土を触る際は、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等の手続きが必要となります。 なお、本市では、土壌汚染対策法の所管は明石市となります。
3-153	添付資料 03②		土壌汚染	既往の土壌汚染状況調査では旧洗車場まわりが汚染のおそれのない区分に分類されていますが、現焼却施設東側の既設洗車場まわりについても「土壌汚染のおそれがない」と県に認めていただけるものとして、計画してよろしいでしょうか。	既往土壌汚染状況調査対象範囲以外については、地歴調査未実施であり、汚染のおそれの有無についての判断は特に受けていません。したがって、建設予定地範囲外の土を触る際は、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等の手続きが必要となります。 なお、本市では、土壌汚染対策法の所管は明石市となります。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-154	添付資料 04④		汚水桝	敷地入口付近及び共同溝西側の既設汚水桝を流用して計画するため、桝の仕様及び接続管底高さをご教示願います。 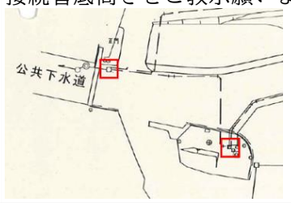	参考資料がないため、現地見学会において、見学者自身で確認・測量をしてください。なお、車両通行の妨げにならないように時間調整が必要であるため、現地見学会の申込時において見学箇所及び確認内容を合わせてご連絡ください。
3-155	添付資料 04⑦		汚水桝	敷地入口付近または共同溝西側の既設汚水桝に新設建物及び仮設事務所からの下水配管を接続してもよろしいでしょうか。	可としますが、関係官庁への各種届出等も必要であれば事業者によりご対応ください。
3-156	添付資料 04⑦		既存埋設管路	既存道路横断管渠縦断面図の一部が抜粋されていますが、既設埋設管路の許容排水量を正確に検討するため、周囲の排水設備を含めた既設雨水排水設備の管種・管径・勾配・レベルが分かるよう関連する図面全体をご提示または貸与願います。	資料を提示します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-157	添付資料 04⑦		既存埋設管路	新設防災調整池について、非常用洪水吐の流出量を計画最大放流量とした場合、既設埋設管路 HPΦ800 の許容放流量を超えてしまい、既設埋設管路を利用することができません。 新設防災調整池を地下式とする場合、非常用洪水吐は設置不要として兵庫県とご協議いただいているものと理解してよろしいでしょうか。	非常用洪水吐の設置要否については県と協議しておりません。ご質問にて「非常用洪水吐からの流量は流下能力を超える」とのことですが、今後も 2.25ha 範囲内の雨水が流れているφ800の管を継続使用するため、その流下能力を超えるものは、現状と同じく、溢れて地表を流れて既存の調整池に入ることになります。既存暗渠の流下能力を超える降雨量の洪水吐きの設置はしないものとして計画しています。
3-158	添付資料 04⑦		共同溝	既存共同溝断面図の一部が抜粋されていますが、外構計画を行うため、共同溝の詳細図をご提示願います。	様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-159	添付資料 04⑧		上水管	「解体工事範囲に入る所で上水経路を切断する」とありますが、施設配置範囲内の既設上水管は「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」で撤去されているものと理解してよろしいでしょうか。	「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」では既設上水管は撤去しない予定です。上水道の切り替え後に事業者にて撤去してください。なお、既往土壌汚染状況調査対象範囲以外については、地歴調査未実施であり、汚染のおそれの有無についての判断は特に受けていません。したがって、建設予定地範囲外の土を触る際は、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等の手続きが必要となります。
3-160	添付資料 05⑤⑩		収集事業課車庫・洗車場電源	旧収集事業課事務所は高圧受電されており、その分電盤から収集事業課車庫及び洗車場へ電源供給されています。「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」にて旧収集事業課事務所を撤去されるとのことですが、収集事業課車庫及び洗車場への電源盛替え方法及びルートをご教示願います。	旧収集事業課事務所では高圧受電はしておらず、分電もしていません。収集事業課事務所棟において受電・分電しています。
3-161	添付資料 05⑤		収集事業課車庫・洗車場電源	新設工場棟より収集事業課車庫及び洗車場への電源供給を行う必要があるかどうかご教示願います。	電力供給が必要な箇所は、No.3-71 をご確認ください。
3-162	添付資料 05⑥		新大久保清掃工場-焼却施設建設工事図面	新大久保清掃工場焼却施設建設工事の図面の内、E-10～E-16、E29～E-34 が添付されていないため、ご提示願います。	資料を提示します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-163	添付資料 05⑥		外灯	電気図として既設外構図が示されていますが、既設焼却炉及び破砕選別棟側にある既設外灯を流用し、竣工後点灯できるよう本工事にて配線盛替えを計画するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、新ごみ処理施設建設工事範囲外の既設外灯を流用する場合は、外灯への給電のみを事業者所掌とし、維持管理は事業者所掌に含めません。また、新ごみ処理施設建設工事範囲内に外灯を設置する場合は、給電および維持管理は事業者所掌とします。
3-164	添付資料 05⑥		共同溝	共同溝内の換気設備として、既設焼却施設の地階に設置されていますが、竣工後の運用を考え、共同溝内に新たに換気設備を設置すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-165	添付資料 05⑥		共同溝	共同溝内の換気設備図をご提示願います。	資料を提示します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-166	添付資料 05⑬		新大久保清掃工場管理棟建設工事図面	新大久保清掃工場管理棟建設工事の図面のうち、RA-01・03A・03B・03C、RS-01A・01B・01C・02A・02B・02C・02D・02E・02F・02G、RE-01・02、RM-01・02 が添付されていないため、ご提示願います。	資料を提示します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
3-167	添付資料 05⑬		給排水設備図	既設工場棟から既設管理棟へ真空掃除管が送られていますが、本工事では改修不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-168	添付資料05⑬		給排水設備図	既設管理棟の便所の手洗いに、既設工場棟から温水を供給していますが、既設管理棟に電気温水器を設置する計画としてよろしいでしょうか。	可とします。
3-169	添付資料 05		図面	既設建物の以下資料をご提示願います。 ①倉庫（収集事業課車庫付近 計 2 棟）の図面一式 ②倉庫（既設煙突東側）の図面一式 ③倉庫（既設防災調整池西側）の図面一式 ④天ぷら油保管庫、小型家電一時保管庫（敷地北側）の図面一式 ⑤既存ストックヤードの電気設備図と機械設備図	④天ぷら油保管庫の図面一式および⑤既存ストックヤードの電気設備図につきましては、様式 1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。 ③については No.3-72 をご確認ください。それ以外の図面はありません。
3-170	添付資料 05		既設外構散水栓	既設外構散水栓に関する図面が不足しているため、新工場棟の給水設備から既設外構散水栓に給水設備を盛替え計画することができません。盛替えが必要な場合、図面をご提示願います。	資料を提示します。様式 1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。
選定要領に関する質問					
4-1			プレゼンテーション	(5)プレゼンテーションにおいて、会場に入室可能な人数はプレゼンテーションを行う者を含めて１０名以内とするとありますが、本事業は多岐にわたります。貴市の疑問点等をより正確にお答えするためにも、入室可能人数は 15 人程度とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
優先交渉権者選定基準に関する質問					
5-1	優先交渉権者選定基準	6	様式 7-1	エネルギー回収率、余剰電力量を算出する条件として、ごみ質は基準ごみとすると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5-2	優先交渉権者選定基準	6	様式 7-1	評価ポイントに記載された項目を算出するにあたり、様式 7-1 別紙①温室効果ガス算定表にごみ低位発熱量 8,200kJ/kg(指定値)とありますが、要求水準書Ⅰ共通編 10 項の第 1 章第 2 節 12 処理対象物の計画性状に記載がある基準ごみ 10,900kJ/kg を用い、計画してよろしいでしょうか。	様式 7-1 別紙①においては、低位発熱量は 10,900kJ/kg で計算してください。 なお、ごみ質の変更に関連して、評価基準に訂正がありますので、本質問回答書と併せて修正版をお示しします。具体的には、A 評価となる余剰電力量 30,000MWh/年（施設基本計画時の計画ごみ質において最新技術レベルでのエネルギー回収率向上を期待した数値）について、低位発熱量が高くなったことで、さらに高い数値を期待できると判断し、数値を 42,000MWh/年に訂正します。また、E 評価となる余剰電力量についても 31,000MWh/年に訂正します。 様式 7-1 別紙①は、本質問回答書と併せて修正版をお示しします。
5-3	優先交渉権者選定基準	6	様式 7-1	CO2 排出量について、様式 7-1 より算出される値が、A 評価(154 kg-CO2/t-焼却ごみ)を大きく下回った場合、下回った程度に対する評価は加味されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、ごみ質の変更に関連して、評価基準に訂正がありますので、本質問回答書と併せて修正版をお示しします。具体的には、A 評価を「62 kg-CO_2/t-焼却ごみ」に訂正します。また、E 評価については「126 kg-CO_2/t-焼却ごみ」に訂正します。
5-4	優先交渉権者選定基準	6	様式 7-1	評価ポイントに記載された項目を算出するにあたり、様式 7-1 別紙①温室効果ガス算定表に 1 炉当り運転日が 290 日/年（指定値)とありますが、要求水準書共通編に記載のあるごみ搬入量に対して当社運転計画より算出された運転日数にて年間電力を計画してよろしいでしょうか。	可とします。
5-5	優先交渉権者選定基準	6	様式 7-1	余剰電力量最大化について、A 評価(30,000MWh/年)を大きく上回った場合、上回った程度に対する評価は加味されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、ごみ質の変更に関連して、評価基準に訂正がありますので、本質問回答書と併せて修正版をお示しします。具体的には、A 評価となる余剰電力量 30,000MWh/年（施設基本計画時の計画ごみ質において最新技術レベルでのエネルギー回収率向上を期待した数値）について、低位発熱量が高くなったことで、さらに高い数値を期待できると判断し、数値を 42,000MWh/年に訂正します。また、E 評価となる余剰電力量についても 31,000MWh/年に訂正します。
5-6	優先交渉権者選定基準	7	様式 7-8	「火災・地震等の災害に対し」とありますが、「建築物の耐震性の向上について、定性的に評価を行う」とあります。本様式では、地震対策のみ評価対象となると理解してよろしいでしょうか。 （様式 7-5　防火・防爆に関する提案項目がございます）	ご理解のとおりです。
5-7	優先交渉権者選定基準	9	公共性（施策反映）評価（その１）	【上記の 評価結果の件数に応じて 、 0 件⇒E 評価、 7 件⇒A 評価とし、その間の件数については按分にて評価を行う。(0.5 点) 】とありますが、「7 件⇒A 評価」の「7 件」は「6 件」の誤植ということでよろしいでしょうか。	評価ポイントにおいて、【　　】で記載した内容が評価対象であり、合計で 7 件になります。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
契約書（案）に関する質問					
6-1	基本協定書（案）	1	SPC の設立	募集要項 P5 ４参加資格要件(1)応募者の構成等 エ において、応募者の構成企業のうち、焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する企業については、SPC へ出資するとありますが、一方で、P21 では「※構成企業の一部は、SPC に出資しないことも認める」とあります。出資が参画意欲のある企業の参入障壁となりえることを鑑み、例えば、設計のみを行う企業や建設工事のみを行う企業が SPC に出資しないことはお認めいただけますでしょうか。	現行のとおりとします。No.1-2 をご参照ください。
6-2	基本協定書（案）	3	事業契約	「違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払う義務を連帯して負担する」「かかる優先交渉権者の損害賠償債務も連帯債務とする」とありますが、違約金支払いは帰責者負担が原則であること、また連帯して負担する違約金が課題であり、地元企業の本事業への参画が難しくなることから、「連帯して」については削除していただけないでしょうか。なお、前項に規程される事態に該当した場合、帰責者が明らかにされていると思料されます。 また、違約金や損害賠償債務の連帯は、地元企業を含む受注者に過大なリスク負担を強いることになり、ひいては提案価格の不要な高止まりに繋がり得ると考えます。	現行のとおりとします。
6-3	基本協定書（案）	4	秘密保持等	本項各号及び基本契約書（案）第 15 条第 3 項各号に該当する場合、相手方に事前通知すれば秘密情報を第三者に開示できるとなっていますが、弁護士、公認会計士、税理士等に開示する場合に相手方に通知するという条件は発注者と受注者双方にとって実務的でないため、法令上守秘義務を負う第三者については事前通知無く開示できる条件としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
6-4	基本協定書（案）	4	秘密保持等	「発注者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合」とありますが、開示先は本事業の承継に係る場合などに限定されると理解してよろしいでしょうか。また技術ノウハウにかかる情報の開示はないと理解してよろしいでしょうか。	基本的には本事業の承継にかかる場合を想定しておりますが、このような場合に限りません。また、技術ノウハウに係る情報の開示が必要になる場合には、開示範囲について事前に事業者と協議いたします。ただし、技術ノウハウに係る情報が成果品等に含まれている場合、当該箇所が明確になるよう成果品等にその旨記載してください。
6-5	基本協定書（案）	4	秘密保持等	「開示を受けた当事者が第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報」については、秘密情報に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	開示前に第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報については基本協定書（案）第９条第２項第２号、開示後に第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報については基本協定書（案）第９条第２項第３号に該当し、秘密情報に含まれません。
6-6	基本協定書（案）	4	秘密保持等	優先交渉権者は SPC の構成員に含まれており都度通知をするのは実務的ではないため、事前通知無く開示できる条件としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
6-7	基本仮契約書（案）	1	前文	「発注者及び受注者が、」とありますが、「受注者」ではなく「事業者」が正ではないでしょうか。	基本仮契約書の前文において、「発注者及び受注者」を「発注者及び事業者」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-8	基本仮契約書（案）	1	前文	「特定事業契約」とありますが、「事業契約」が正ではないでしょうか。	基本仮契約書の前文において、「特定事業契約」を「事業契約」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-9	基本仮契約書(案)	6	損害賠償	本条における受注者の連帯責任は、設計企業および建設企業による工事（設計・施工）請負契約に対する違反や、SPC による運営委託契約に対する違反を包含する意図はなく、各受注者による基本契約固有の義務に対する違反について規定されたものであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-10	基本仮契約書(案)	7	秘密保持等	本項各号及び基本契約書（案）第 15 条第 3 項各号に該当する場合、相手方に事前通知すれば秘密情報を第三者に開示できるとなっていますが、弁護士、公認会計士、税理士等に開示する場合に相手方に通知するという条件は発注者と受注者双方にとって実務的でないため、法令上守秘義務を負う第三者については事前通知無く開示できる条件としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
6-11	基本仮契約書(案)	7	秘密保持等	「発注者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合」とありますが、開示先は本事業の承継に係る場合などに限定されると理解してよろしいでしょうか。また技術ノウハウにかかる情報の開示はないと理解してよろしいでしょうか。	基本的には本事業の承継にかかる場合を想定しておりますが、このような場合に限りません。また、技術ノウハウに係る情報の開示が必要になる場合には、開示範囲について事前に事業者と協議いたします。ただし、技術ノウハウに係る情報が成果品等に含まれている場合、当該箇所が明確になるよう成果品等にその旨記載してください。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
6-12	基本仮契約書（案）	7	秘密保持等	請負工事の下請業者など、工事に必要な場合にも、発注者及び事業者は相手方の承諾を要することなく秘密情報を開示できることとさせていただきたく、本項 5 号を以下の通り修正いただけないでしょうか。 修正文案：「(5)発注者が本施設の工事及び運営に必要と認めた場合（本施設の設計や建設及び運転、保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。)」	現行のとおりとします。また、基本仮契約書（案）第 15 条第３項第５号に基づき開示を行うことが可能な者は発注者のみであり、事業者は含まれません。 なお、建設工事の下請や運営業務の再委託を行うにあたって、市から下請先又は再委託先の承諾を得る際に、市が、事業者から当該下請先又は再委託先へ秘密情報の開示を包括的に承諾することは可能です。
6-13	工事請負仮契約書(案)	全体		公共工事標準請負契約約款等の一般的な公共工事における工事請負契約は、契約書と約款から構成されるものと思料いたしますが、本工事（設計・施工）請負仮契約書（案）は、約款のみで構成されており、建設業法上記載が必要な金額、工期や施工をしない日等が規定されておりません。契約書(案)をご提示いただくようお願いいたします。	参考に、約款のみ添付しています。契約書(案)の提示は行っていません。
6-14	工事請負仮契約書(案)	全体		実施方針別紙 3 のリスク分担表では、共通＞制度関連＞法令等の変更リスクについて、本事業に直接関連する法令の変更等のリスク負担者は、貴市に〇、上記以外の法令の変更等については、事業者に〇がついております。運営委託仮契約書（案）においては、当該リスク分担について第 30 条に規定されておりますが、工事（設計・施工）請負仮契約書（案）については規定がありませんので、本事業期間中に上記のいずれかの事象が発生した場合のリスク分担を明確化しておくために、運営委託仮契約書（案）第 30 条に倣った当該リスク分担に係る以下の条項を追加いただけますでしょうか。 （法令変更によって発生した費用等の負担） 第〇条 契約期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。 (1)受注者が受けることとなる影響 (2)法令変更に関する事項の詳細（法令変更に伴い本施設の改造等が必要な場合には、その費用の見積もりを含む。） ２ 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本施設の改造等、この契約の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。 ３ 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始の 60 日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、発注者は、法令変更に対する合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の増加費用の負担は、次のとおりとする。 (1)発注者は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用を負担する。 ア 業務に直接影響を及ぼす関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。） イ 第２号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更のうち、業務に直接影響を及ぼす税制度の新設・変更に関するもの (2)受注者は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。 ア 第１号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。） イ 第１号イ所定の法令変更以外の受注者の利益に課される税制度に関する法令変更	法令変更が行われ、発注者が必要と認めるときは、工事（設計･施工）請負仮契約書（案）第 19 条の規定に基づき設計図書を変更するとともに、必要があると認められるときは工期又は請負代金額の変更等を行います。
6-15	工事請負仮契約書(案)	2	総則	左記の規定において、「募集要項等」とまとめて記載がなされていますが、募集要項等とは、「募集要項及び要求水準書並びにそれらに対する質問回答を特に、その後の変更を含め」た総称と理解しております。募集要項等に含まれる図書を含めた優先順位は、この契約、ヒアリングに対する参加者の回答内容、質問に対する回答（第２回）、質問に対する回答（第１回）、募集要項等（質問に対する回答を除く）、事業者提案と解釈されるものと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等に含まれる図書を含めた優先順位は、この契約、質問に対する回答（第２回）、質問に対する回答（第１回）、募集要項等（質問に対する回答を除く）、実施方針および要求水準書（案）に対する質疑回答書、事業者提案及びヒアリングに対する参加者の回答内容とします。
6-16	工事請負仮契約書(案)	3	著作権の譲渡等	図面等には当社が一般に開示していない技術情報等も含まれることがあるため、実際に公表をするような場合には、事前に協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、一般的に開示されていない技術情報が図面等に含まれている場合、当該箇所が明確になるようその旨図面等に記載してください。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
6-17	工事請負仮契約書(案)	3	著作権の譲渡等	要求水準書第 4 章第 2 節７図書の著作権において､「本市は事業者から提出された情報等については全面的に利用権を持ち、著作権の譲渡については制限を設け、著作者人格権についても、一定の制限を設けるものとする。」と規定されているとおり、設計成果物に係る著作権は受注者に帰属し、貴市は利用権のみを有するものと理解しております。一方で、本条第 1 項の無償譲渡の規定含め、本条は発注者に著作権が帰属する前提の書き振りになっていますので、著作権は受注者に帰属する前提で本条全体を修正いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。 なお、要求水準書[Ｉ共通編]第４章第２節.７図書の著作権について、「本市は、事業者から提出された情報等について、事業者から著作権の譲渡を受けるものとし、著作者人格権についても、一定の制限を設けるものとする。」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-18	工事請負仮契約書(案)	3	著作権の譲渡等	設計成果物には事業者のノウハウや競争力に関わる情報が含まれます。このため、公表等をされる際は事前に公表等の範囲について、貴市と事業者の間で協議させていただけないでしょうか。	設計成果物の公表に当たり、技術ノウハウに係る情報の開示が必要になる場合には、開示範囲について事前に事業者と協議いたします。ただし、技術ノウハウが設計成果物に含まれている場合、当該箇所が明確になるようその旨設計成果物等に記載してください。
6-19	工事請負仮契約書(案)	6	工事材料の品質及び検査等	「発注者は、提出された設計成果物及び設計成果物に基づく施工を承諾する場合は、その旨を受注者に通知しなければならない。」とありますが、期限の記載がないため受注者が提出してから、例えば 14 日以内に承諾の是非を通知していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	具体の期限をお伝えすることができませんが、不合理に遅滞することなく、承諾の是非を通知いたします。
6-20	工事請負仮契約書(案)	9	条件変更等	本項各号の規定につきまして、いずれの場合も、「設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う」ため、曖昧さを回避するためにも以下の通り柱書を修正いただき、各号を削除していただけないでしょうか。 「前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議して、設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う」	現行のとおりとします。
6-21	工事請負仮契約書(案)	10	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）プラント設備の設計・建設を行う企業と土木建築の施工を行う企業が乙型の共同企業体を結成して工事にあたる場合のスライド協議について、建築工事とプラント設備工事それぞれの工事により賃金水準又は物価水準の変動幅が異なる可能性があります。物価変動による請負代金額の見直しは、建築工事費とプラント設備工事費の２区分に分けて、建設事業者が指標を提案し、請負代金額の見直しを協議させていただくことは可能でしょうか。	物価変動による請負代金額の見直しについて、建築工事費とプラント設備工事の２区分に分け、それぞれの指標を提案することを可とします。ただし、請負代金額の見直しを行うか否かの判断については、事業者の提案にかかわらず、請負代金額全体（残工事費の全体）で費用が変動しているか否かにより行います。
6-22	工事請負仮契約書(案)	10	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価変動による請負代金額の見直しは､「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項（インフレスライド条項）運用マニュアル（国土交通省）」についても適用可能という理解でよろしいでしょうか。 また、物価指数等は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から、貴市と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。なお、上記で挙げた物価指数等の例は「公共工事標準請負約款の解説（建設業法研究会編書、大成出版社出版）」より引用しており、本契約においても妥当なものと考えています	前段及び後段につきまして、ご理解のとおりです。ただし、インフレスライド条項は「予期することのできない特別の事情」によりインフレまたはデフレが生じ、結果請負代金額が著しく不適当となったときにのみ適用される点につき、ご留意ください。
6-23	工事請負仮契約書(案)	10	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	昨今、建設資材の物価は短期間で急騰することがあり、入札日から契約締結日の間においても著しい物価変動が生じる可能性があります。 このような状況において、入札時の物価状況を踏まえた適正な価格を事業者が見積り、入札価格と整合の取れた適切な物価改定を行うため、基準日の物価指数との比較にあたっては、入札日より後の時点を除外していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
6-24	工事請負仮契約書(案)	10	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）第 26 条 6 項は、賃金等の急激な変動により残工事量に対する資材、労務費等が 1%以上変動していることを事業者が示した場合、貴市と協議の上適用されるものと理解してよろしいでしょうか。上記の理解と異なる場合は具体的な判断基準をお示しください。	「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項（インフレスライド条項）運用マニュアル（国土交通省）」や、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項の運用について（国土交通省）」を始めとした最新の通知及び他事例における判断を参考に、市と事業者の協議により決定いたします。
6-25	工事請負仮契約書(案)	11	不可抗力による損害	「天災等（中略）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの」とありますが、公共工事標準請負契約約款（令和 4 年 9 月 2 日改正）では「天災等（中略）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの」とされています。「で」は誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記ではありません。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
6-26	工事請負仮契約書(案)	11	不可抗力による損害	公共工事標準請負契約約款（令和 4 年 9 月 2 日改正）においては、本項に以下の但し書が規定されていますので、本契約においても追記をお認めいただけないでしょうか。 「ただし、災害応急対策及び災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。」	現行のとおりとします。
6-27	工事請負仮契約書(案)	12	検査及び引渡し	「ただし、施工の完成の場合には、」とありますが、前段に「工事を完成したときは、」とあり、施工の完成と工事の完成は同義であることから、この「ただし、施工の完成の場合には、」は削除いただけないでしょうか。	工事（設計・施工）請負契約第 32 条第 1 項において、「施工の完成の場合には」を「工事の完成に当たっては」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-28	工事請負仮契約書(案)	12	検査及び引渡し	本条に基づき検査を行い合格した出来形部分については、【第 39 条にしたがい部分引渡しが行われるものと理解してよろしいでしょうか。】また、本条の見出しを記載いただく必要は無いでしょうか。	前段につきまして、工事（設計・施工）請負仮契約（案）第 32 条の２に基づき出来高部分の検査を行ったとしても、必ず工事（設計・施工）請負仮契約（案）第 39 条に基づき部分引き渡しが行われるものではありません。 後段につきまして、見出しの追記は不要と考えております。
6-29	工事請負仮契約書(案)	13	請負代金の支払い	「前条第 2 項」とありますが、「第 32 条第 2 項」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	工事（設計・施工）請負契約第 33 条第 1 項「前条第２項」を「第 32 条第 2 項」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-30	工事請負仮契約書(案)	13	性能確認試験	工事目的物の引渡後に、受注者が、期間の定めなく、性能等に疑義が生じた場合に性能確認試験を行わなければならない義務を負うのは建設事業者として過大な責任を負うことになり、また必要なコストを見込む必要があり、入札金額の高止まりに繋がると思料いたします。当該義務を負うのは契約不適合責任期間と同一の期間に限定していただきたく、以下文案の通り修正いただけないでしょうか。 「受注者は、第 32 条に基づく工事目的物（第 32 条の２に基づき検査を受けた出来形部分を含む。本条において同じ。）の引渡後、第 45 条に定める契約不適合責任期間において、その性能及び機能、装置の異常に短い耐用について疑義が生じた場合は、発注者との協議のもとに受注者が作成した性能確認試験要領書に基づき、発注者が合意した時期に性能確認試験を実施する。	工事（設計・施工）請負契約第 32 条の３第 1 項について、「引渡後、その性能及び機能、装置」を「引渡後、第 45 条に定める契約不適合責任期間において、その性能及び機能、装置」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。 ただし、運営委託契約第 22 条第３項に基づき、SPC が性能確認試験を実施する義務を負う点につきまして、ご留意ください。
6-31	工事請負仮契約書(案)	13	前金払及び中間前金払	「前項の中間前払金の支払いを請求することができない。」とありますが、「前項」は「第 2 項」の誤りではないでしょうか。	中間前払金は、工事（設計・施工）請負仮契約（案）第 35 条第 4 項に基づき、請求を受けた日から 14 日以内に支払われることになります。よって、「前項」の記載で差し支えございません。
6-32	工事請負仮契約書(案)	16	契約不適合責任	「発注者は、工事目的物の基本性能を保証するものとし…」とありますが、「受注者は」の誤記あるいは、「工事目的物の基本性能を保証するものとし」の文章が不要と理解してよろしいでしょうか。	工事（設計・施工）請負仮契約第 45 条第 1 項について、「発注者は、工事目的物の基本性能を保証するものとし、」を「受注者は、工事目的物の基本性能を保証する。また発注者は、」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-33	工事請負仮契約書(案)	19	解除の効果	「設計の既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。」とありますが、第 46 条（発注者の任意解除権）第 2 項及び第 56 条（受注者の損害賠償請求等）第 1 条第 1 号においては、46 条、51 条及び 52 条の解除時における受注者の損害賠償請求権を認めているところ、当該規定と齟齬が生じているため、46 条、51 条及び 52 条の解除の場合は、引渡しを受ける必要があると認めるか否かにかかわらず、設計の既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	工事（設計・施工）請負仮契約第 53 条の２第２項について、「設計の既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、」を削除し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。工事（設計・施工）請負仮契約（案）第 46 条、第 51 条及び第 52 条に基づき工事（設計・施工）請負契約が解除された場合であっても、市が設計の既履行部分を検査し、合格部分の引渡しを受ける場合があります。 なお、設計の既履行部分の引渡しを受けない場合であっても、工事（設計・施工）請負仮契約（案）第 46 条第２項及び第 56 条に基づき、事業者から市に対して損害賠償請求を行うことが可能です。
6-34	工事請負仮契約書(案)	20		「第 46 条又は第 52 条の規定による解除にあっては」はとありますが、「第 46 条、第 51 条又は第 52 条の規定による解除にあっては」と第 51 条も含むと理解してよろしいでしょうか。	工事（設計・施工）請負契約書第 54 条第９項及び第 10 項について、「第 46 条又は第 52 条の規定による解除にあっては」を「第 46 条、第 51 条又は第 52 条の規定による解除にあっては」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-35	工事請負仮契約書(案)	20	解除に伴う措置	「第 42 条の規定による解除」とありますが、第 42 条に該当する解除規定がございません。正しい個所をご教示願います。	工事（設計・施工）請負契約書第 54 条第 10 項について、「第 42 条の規定による解除」を「第 47 条、第 48 条又は次条第３項の規定の規定による解除」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-36	工事請負仮契約書(案)	20	解除に伴う措置	第 4 項、第 5 項及び第 6 項に、「この契約が解除された場合において」とありますが、「工事の完成前に」この契約が解除された場合と理解してよろしいでしょうか。第 11 項で工事の完成後に解除に伴い生じる事項の処理について規定しているため、	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				第 4 項、第 5 項及び第 6 項は完成前の解除に伴い生じる事項の処理について規定していると考え、お伺いいたします。	
6-37	工事請負仮契約書(案)	20	解除に伴う措置	本項第 2 文に「第 42 条の規定による解除にあっては」とありますが、「第 47 条の規定による解除にあっては」が正ではないでしょうか。	工事（設計・施工）請負契約書第 54 条第 10 項について、「第 42 条の規定による解除」を「第 47 条、第 48 条又は次条第３項の規定による解除」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-38	工事請負仮契約書(案)	21	発注者の損害賠償請求等	「遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。」とありますが、公共工事標準請負契約約款第 55 条第 5 項では、『〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率を記入する。』とされており、当該率は、２．５パーセント（令和７年４月１日時点）とされていることから、本項の「年 3.0 パーセント」を「年２．５パーセント」とに変更していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
6-39	工事請負仮契約書(案)	21	発注者の損害賠償請求等	第 55 条第 2 項に定める違約金について、公共工事標準請負契約約款の解説本（第 5 版大成出版社）によると、「損害賠償の予定である」とされています。公共工事標準請負契約約款と同様に、本契約においても、第 55 条第 2 項に定める違約金は損害賠償額の予定と解釈することとさせていただき、本項を削除いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
6-40	工事請負仮契約書(案)	22	契約不適合責任期間等	契約不適合責任期間満了時の性能確認試験は、実際のごみ処理を行いながら行う必要があるため、引渡性能試験と同様の条件・内容とすることが困難な項目や設備に負荷を与える試験が含まれる可能性があります。このため、日報・月報・年報等の各種報告資料の中で、性能を満たしていない可能性がある項目について、ごみ処理を妨げない範囲で性能試験を行うこととしていただけないでしょうか。	性能確認試験は、引渡性能試験と同様の条件・内容とせずとも差し支えありません。日報・月報・年報等の各種報告資料により確認できると市が判断したものについては、実地での検査は省略する場合がありますが、原則として性能確認試験は、施設の性能及び機能を可能な限りで検査することができるものとしてください。性能確認試験の詳細は、市と事業者の協議により決定します。
6-41	運営委託仮契約書(案)	1	総則	公衆衛生上の事態とは、新型コロナウィルス感染症のような疫病の発生等が含まれると理解してよろしいでしょうか。	公衆衛生上の事態には、疫病も含まれます。 ただし、通常予見可能な範囲外のものでなければ不可抗力に該当しない点について、ご留意ください。
6-42	運営委託仮契約書(案)	2	総則	「全ての情報及びデータを十分に検討した上で」とありますが、【受注者が経済合理的に入手可能な情報及びデータに限られるものと理解してよろしいでしょうか。	運営委託仮契約書（案）第１条第 10 項に規定される「全てのデータ」とは、受注者が善管注意義務を果たすことにより入手可能なデータに限られます。
6-43	運営委託仮契約書(案)	2	総則	左記の規定において、「募集要項等」とまとめて記載がなされていますが、募集要項等とは、「募集要項及び要求水準書並びにそれらに対する質問回答を特に、その後の変更を含め」た総称と理解しております。募集要項等に含まれる図書を含めた優先順位は、基本契約、この契約、ヒアリングに対する参加者の回答内容、質問に対する回答（第２回）、質問に対する回答（第１回）、募集要項等（質問に対する回答を除く）、事業者提案と解釈されるものと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等に含まれる図書を含めた優先順位は、この契約、質問に対する回答（第２回）、質問に対する回答（第１回）、募集要項等（質問に対する回答を除く）、実施方針および要求水準書（案）に対する質疑回答書、事業者提案及びヒアリングに対する参加者の回答内容とします。
6-44	運営委託仮契約書(案)	3	契約の保証	「受注者は、この契約締結日までに、委託料の 10 分の 1 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。」とありますが、募集要項において、保険会社によっては運営期間を 1 契約で満足できない場合が考えられることもご想定いただいています。 ①募集要項のご想定においては、1 契約で運営期間 20 年分をカバーできない場合の対応についてご指示がありますが、保証の期間が短縮される以上、保証の額についても当該短縮した期間に相当する委託料の 10 分の 1 に相当する額以上と解してよろしいでしょうか。保証料の節減によるコスト削減にも繋がるものと思料します。 ②この契約４条においては、保険会社だけでなく、金融機関による保証も認められていますが、金融機関においても、保険会社同様、運営期間すべてを満足できない場合、同様の取り扱いを受けるものと理解してよろしいでしょうか。	①について、保証の額については委託料の 10 分の 1 に相当する額以上としてください。 ②について、金融機関による保証を行うにあたり、運営委託仮契約書（案）の運営期間を 1 契約で満足できない場合には、保証期間の切れ目なく新たな保険に加入する旨を書いた誓約書を提出することを条件に認めます。
6-45	運営委託仮契約書(案)	4	発注者及び関係官公署との連携	本条の主語（義務を負う主体）の記載がありませんが、文脈から、「受注者は、業務に関して、（中略）は、速やかに対応する。」が正と理解すればよいでしょうか？	ご理解のとおりです。 運営委託仮契約書第７条第３項冒頭に、「受注者は、」を追記し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-46	運営委託仮契約書(案)	5	緊急時の対応等	「受注者は、（中略）、台風・大雨等災害による被害発生時、火災及び機器の故障、停電等の事故発生時など緊急事態が生じたときは、緊急対応マニュアルに基づき、自己の費用により、（中略）ほか適切な対応を行うものとする。」とありますが、上記で列挙されている緊急事態のうち不可抗力に該当する事象に関しては、当該事象	運営委託仮契約書（案）第 9 条に定める緊急時の対応は、運営業務の一環であり、業務の一部です。よって、運営委託仮契約書（案）第 9 条及び要求水準書【Ⅰ　共通編】第 4 章第 5 節. 5 に定める「緊急時対応」の範囲内における対応については、受注者が費用負担を行います。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				への対応として必要な措置に要する費用は一時的に受注者が建て替えるものの、最終的な費用負担等については不可抗力の条項の定め（第 28 条、第 29 条及び第 36 条）に従うものと理解してよろしいでしょうか。	
6-47	運営委託仮契約書(案)	5	緊急時の対応等	災害廃棄物の受け入れに関しては、「兵庫県災害廃棄物処理の相互支援に関する協定」に従うことになることになっています。差し支えなければ、内容把握のため、「兵庫県災害廃棄物処理の相互支援に関する協定」をご提示いただけないでしょうか。	資料を提示します。様式 1 「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。
6-48	運営委託仮契約書(案)	6	運営体制の整備	受注者は本施設の試運転までに運営体制を整備することが記載されておりますが、試運転は建設工事の責任範囲にて実施することから、受注者にて体制を整備する場合、体制が二重となり不合理です。このため、竣工までに体制を整備することとさせていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。運転指導も試運転の一部であり、当該運転指導に当たっては運営体制の整備が必須になるためです。 なお、本施設の試運転時における運営体制は、運転指導に必要な範囲で足り、実際に運営業務を履行する際の体制までは求めません。ただし、竣工後速やかに運営業務を開始することが可能になるよう、机上教育や実地教育等運営体制の準備を進めてください。
6-49	運営委託仮契約書(案)	6	業務の基準等	廃棄物処理施設長寿命化総合計画策定の手引きにおいて、廃棄物処理施設長寿命化総合計画の策定主体は各自治体であることが前提とされており、また、各自治体が行う循環型社会形成推進交付金や廃棄物処理施設整備費国庫補助金の申請においても長寿命化総合計画の策定が求められています。上述の制度上の建付けを考慮し、長寿命化計画の作成主体は貴市とし、受注者は作成支援としていただけないでしょうか。	長寿命化計画の作成は、要求水準書に基づき受注者が行ってください。ただし、当該計画の策定・公表は本市が担います。
6-50	運営委託仮契約書(案)	7	運転管理記録・業務報告書	「発注者又は発注者の指定する第三者の要請に応じて閲覧又は謄写に供する」とありますが、「発注者の指定する第三者」が受注者の競合他社等である場合、当該第三者に閲覧又は謄写されると、受注者のノウハウの漏洩や競争上の地位が害される等の懸念があります。つきまして、「発注者の指定する第三者」の閲覧又は謄写に供する場合は、その範囲について事前に協議させていただけるものとさせていただけないでしょうか。	技術ノウハウに係る情報の開示が必要になる場合には、開示範囲について事前に受注者と協議いたします。ただし、技術ノウハウが報告書等に含まれている場合、当該箇所が明確になるようその旨報告書等に記載してください。
6-51	運営委託仮契約書(案)	8	運転停止等	左記は、前条（モニタリング）第 4 項に基づく発注者の指示に基づく施設の運転停止を対象とした但書です。募集要項 別紙４モニタリング実施要領等において、「累積ペナルティポイントが１０以上の場合で、かつ翌四半期の累積ペナルティポイントが５以上であれば、本市は契約を解除できる、とありますが、16 条 1 項ただし書が前条 4 項を対象とする場合の「合理的な判断」は募集要項別紙４の３の記載に基づいてなされるとの理解でよろしいでしょうか。	運営委託仮契約書（案）第 16 条第 1 項ただし書きについては、運営委託仮契約書（案）第 15 条第 4 項に限らず、運営委託仮契約書（案）第 9 条その他の事由による本施設の運転停止すべてを対象としています。 このため、「合理的な判断」は、必ず募集要項別紙４の３の記載に基づいて行われるものではありません。
6-52	運営委託仮契約書(案)	9	委託料の減額又は支払停止	見出しに「又は支払停止」とありますが、本文中に支払停止に係る規定はなく、また、募集要項中のモニタリングにおいても減額についてのみ言及されております。「又は支払停止」は誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運営委託仮契約書第 19 条見出しについて、「又は支払停止」を削除し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-53	運営委託仮契約書(案)	9,10	業務の履行責任	第 22 条第 1 項で基本性能が発揮されていない場合、改善するまで第 23 条に基づく損害金を支払うと規定されており、第 23 条には履行遅滞の場合の損害について規定されております。基本性能が発揮されなくなった場合に改善の履行期間を定めるため、当該履行期間に対する履行遅滞の規定と理解してよろしいでしょうか。	運営委託仮契約書（案）第 22 条第 1 項は、基本性能が発揮されていないことを債務不履行ととらえるものであり、改善の履行期間に対する履行遅滞の規定ではございません。 受注者は、基本性能が発揮されていない場合、基本性能が発揮されていないことが確認された日から改善されるまでの期間までの日数に応じ、損害金を支払ってください。
6-54	運営委託仮契約書(案)	10	業務の履行責任	明渡後の責任につきまして、要求水準書（共通編）第 7 節　契約不適合責任 1.(3)エと同じ義務を課す趣旨であると理解してよろしいでしょうか。 また、「第 34 条第 5 項に基づく」とありますが、「第 33 条第 5 項に基づく」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	前段につきまして、ご理解のとおりです。受注者が要求水準書（共通編）第 7 節　契約不適合責任 1.(3)エの義務を履行するための条件や、不完全履行があった場合の対応策を運営委託仮契約書（案）第 22 条第５項及び第６項に規定しています。 後段につきまして、ご理解のとおりです。運営委託契約書第 22 条第５項につきまして、「第 34 条第 5 項に基づく」を「第 33 条第 5 項に基づく」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-55	運営委託仮契約書(案)	10	業務の履行責任	本項で規定する不具合等が確認された場合の検査の実施及び結果の報告と類似する規定が工事請負契約書第 32 条の３にもございます。この契約第 2 条第 2 項 1 号及び 2 号の規定をふまえると、本条 3 項と工事請負契約書第 32 条の３の規定の関係は、次の通り理解すればよろしいでしょうか。 ・工事請負契約書第 32 条の３は、同契約の契約不適合期間において適用される。 ・運営委託契約書第 22 条第 3 項は、契約不適合期間後に適用される。	ご理解のとおりです。 契約不適合責任期間中は、工事（設計・施工）請負仮契約書（案）第 32 条の３に基づき、事業者が検査の実施及び結果の報告をするものとします。 契約不適合責任期間後は、運営委託仮契約書（案）第 22 条第３項に基づき、受注者（SPC）が検査の実施及び結果の報告をするものとします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
6-56	運営委託仮契約書(案)	10	業務の履行責任	要求水準書〔共通編〕第 1 章第 6 節 3(2)に、「事業期間終了後の対応として、事業期間終了後 2 年の間に、本施設に関して事業者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達成が発生した場合には、事業者は、自己の費用により改修等必要な対応を行うこと。」とあるとおり、受注者の責めに帰すべき事由に起因しない場合は、本項が適用されないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-57	運営委託仮契約書(案)	10	業務の履行責任	但し書に「第 34 条第 5 項」とありますが、明渡しに係る条項である「第 33 条第 5 項」が正ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。運営委託仮契約書第 22 条第５項につきまして、「第 34 条第 5 項に基づく」を「第 33 条第 5 項に基づく」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-58	運営委託仮契約書(案)	10	履行遅滞の場合の損害金等	運営業務は継続的かつ長期にわたる業務であり、こうした性質を踏まえ、募集要項別紙４の通り、モニタリングの実施要領や委託料の減額方法をご提示いただいているものと理解しています。履行期限が守られない場合も別紙４の記載に基づき、モニタリングや委託料の減額等が行われるものと思料します。 また履行遅滞により貴市が損害を被った場合については、第 24 条で受注者に請求できるものと考えます。 こうした条件の下、履行遅滞の場合の損害金を課す場合、事業者は履行遅滞の場合にのみ同じ債務不履行事項に対し重複する負担を受けることになります。このため、第 23 条の削除をご検討いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。運営委託仮契約書（案）第 19 条における委託料の減額と、運営委託仮契約書（案）第 23 条に定める損害金は、下記の通り目的が異なるためです。 運営委託仮契約書（案）第 19 条に定める委託料の減額は、業務の履行状況是正を目的としています。一方、運営委託仮契約書（案）第 23 条における遅延違約金は、受注者による履行遅延により、市に生じた損害の補填を目的としています。 また、運営委託仮契約書（案）第 24 条の存在を理由として運営委託仮契約書（案）第 23 条を削除することもいたしません。 運営委託仮契約書（案）第 24 条に基づき市から受注者に損害賠償請求を行う場合、損害額の立証を市が行う必要があります。しかし、当該損害額の立証が非常に困難です。よって、運営委託仮契約書（案）第 23 条を削除すると、市に大きな負担が生じかねません。 以上により、運営委託仮契約書（案）第 19 条及び運営委託仮契約書（案）第 24 条の存在を理由として、運営委託仮契約書（案）第 23 条を削除することはしません。
6-59	運営委託仮契約書(案)	10	第三者への賠償	「ただし、当該損害（中略）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。」とありますが、受注者が要求水準書等に定める基準値等を遵守している限りにおいて、業務の履行に伴い通常避けることができない事由により第三者に生じた損害については、「受注者（・発注者いずれ）の責めに帰すべき事由」には該当しないものとして、発注者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。 また、この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものと理解してよろしいでしょうか。	前段につきまして、受注者が善管注意義務を果たしているにもかかわらず第三者に損害が生じた場合には、「受注者の責めに帰すべき事由」には該当しません。この場合には、市と受注者が協議の上対応を決定します。 後段につきまして、この契約の履行に当たり、市及び受注者いずれの責めにも帰さない事由により第三者との間に紛争が生じた場合に限り、ご理解のとおりです。
6-60	運営委託仮契約書(案)	11	搬入廃棄物の搬入量と性状	「搬入廃棄物の量について何ら保証するものではない。」とありますが、別紙２は入札時点において定められておらず、また、実施方針別紙３では「計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議とする」方針となっております。 実際の搬入廃棄物量が計画ごみ量を定常的に又は大幅に逸脱する場合、①固定費費目への影響や②売電量への影響等が想定されるため、搬入廃棄物量に著しい変動が生じた場合は固定費の見直し及び余剰電力インセンティブの算出方法の見直しについてご協議させていただけますようお願いいたします。	現行のとおりとします。
6-61	運営委託仮契約書(案)	13	業務の引継ぎ等	「契約期間終了の 5 年前まで」は「契約期間終了の 5 年前までに」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	運営委託仮契約書第 32 条第３項について、「契約期間終了の 5 年前まで」を「契約期間終了の 5 年前までに」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
6-62	運営委託仮契約書(案)	13	明渡し	「２年以上使用継続に支障がない状態であること」とありますが、契約期間終了後２年間について維持管理を担当する事業者（又は貴市）が、適切な点検、補修などを行いながら使用する前提との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-63	運営委託仮契約書(案)	14	発注者の解除権等	契約解除時の違約金について、一般的な長期間に渡るごみ処理施設運営事業における違約金は、委託料を事業年度数で除した額を基に算定される額になっています。つきまして、違約金の額について、「委託料の 10 分の１」ではなく「当該年度の委託料の 10 分の１」としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
6-64	運営委託仮契約書(案)	14	発注者の解除権等	契約解除時の違約金については、第 4 条に基づく保証の内容が保険会社等の事由によって見直される場合、第 4 条の内容に応じて本条の違約金の額も見直されると理解してよろしいでしょうか。	保証の内容が保険会社等の事由によって見直されたとしても、運営委託仮契約書（案）第 34 条第４項に定める契約解除時の違約金は見直されません。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
6-65	運営委託仮契約書(案)	16	知的財産権	受注者の発注者に対する提供書類等には受注者のノウハウや競争力に関わる情報が含まれます。このため、公表等をされる際は事前に公表等の範囲について、貴市と事業者の間で協議させていただけないでしょうか。	技術ノウハウに係る情報の開示が必要になる場合には、開示範囲について事前に事業者と協議いたします。ただし、技術ノウハウが提供書類等に含まれている場合、当該箇所が明確になるようその旨提供書類等に記載してください。
6-66	運営委託仮契約書(案)	22	不可抗力の場合の費用分担（第 28 条）	但し書に「第 27 条」とありますが、保険の維持等に係る条項である「第 26 条」が正ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。運営委託仮契約書別紙４について、「第 27 条」を「第 26 条」に修正し、本質疑回答書と併せて修正版をお示しします。
様式集に関する質問					
7-1	様式集	5		「※2 参加資格申請時点で共同企業体を構成する場合は、特定建設工事共同企業体協定書（様式 8 参照）の写しを添付すること」とありますが、参加資格審査書類提出時ではなく、提案書提出時と理解してよろしいでしょうか。	参加資格申請時点で共同企業体を構成する場合は、様式4-2 の参加資格審査申請書に付随する様式 8 を合わせて提出してください。参加資格申請時点で未構成の場合は、No.7-2 をご参照ください。
7-2	様式集	5	応募者の構成企業表	（様式 4-2)「応募者の構成企業表」提出に際し、「※２：参加資格申請時点で、共同企業体を構成する場合は、特定建設工事共同企業体協定書（様式 8 参照）の写しを添付すること。」とありますが、共同企業体の構成を予定しているものの、参加資格申請時点で未構成（協定未締結）の場合は、締結時点で速やかに提出するということでよろしいでしょうか。	優先交渉権者の決定までに提出することとし、以降の変更は不可とします。
7-3	様式集	5	応募者の構成企業表	（様式 4-2)「応募者の構成企業表」提出に際し、「※２：参加資格申請時点で、共同企業体を構成する場合は、特定建設工事共同企業体協定書（様式 8 参照）の写しを添付すること。」とありますが、建設企業（建屋担当）については、地元企業との共同企業体の構成を予定しているものの、参加資格申請時点で未構成（協定未締結）の場合は、締結時点で速やかに提出するということでよろしいでしょうか。	No.7-2 をご参照ください。
7-4	様式集	10		貸借対照表及び損益計算書の写しについて入札参加資格申請書類の提出期限日までに 2024 年度(令和 6 年度)分の発行ができない場合 2023 年度(令和 5 年度)、2022 年度(令和 4 年度)、2021 年度(令和 3 年度)分の提出でよろしいでしょうか。	可とします。
7-5	様式集	10		「※2 以下の書類の写しを添付すること」とありますが、合併した会社が構成員にいる場合、存続会社のみの書類提出で問題ないでしょうか。	可とします。
7-6	様式集	10	参加資格確認表	特定建設業の許可を受けていることを証する書類は「建設許可通知」または「建設業許可証明書」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7-7	様式集	11	焼却施設の建設実績調書	乙型の共同企業体での受注の場合は、出資比率欄の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、乙型は「様式 8-3」へ分担する業務の価格を記載し、提出する必要があります
7-8	様式集	22		正本についても副本と同様に提案者名を判別できない表記とし、正本には提案者名の対照表をつける対応とすることは可能でしょうか。	不可とします。
7-9	様式集	22		「A3 判は A4 判 2 ページに換算するものとする。」と記載がございますが、A4 判・A3 判の選択は自由と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、工事スケジュールは A3 判で作成してください。また、提案書の提出ファイルは A4 判としてください。
7-10	様式集		整備に係る対価（施設整備費）内訳書	解体撤去工事完了が令和 13 年 4 月以降となる場合でも、本様式上は令和 12 年度末までの年度展開でお示しすればよいでしょうか。(別途ご提出する工程表は、令和 13 年 4 月以降も含めてご提出します) なお。新施設の竣工は令和 13 年 3 月末を遵守する前提のため、様式 7-13 別紙③、⑤の事業年度に変更はありません。	令和 13 年度も工期に含む場合は、令和 13 年度の記載欄を追加して作成してください。なお、整備工事の工期については、No.1-1 をご参照ください。
7-11	様式集		温室効果ガス算定表	様式 7-1 別紙①の年間電力における所内電力量と売電電力量は、募集要項 p22 別紙 3 のイメージ図においてそれぞれ②事業者が整備運営する施設の消費電力、③余剰電力量を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7-12	様式集		温室効果ガス算定表	様式 7-1 別紙①のごみ性状について、灰分の値から基準ごみの条件が記載されていると思料致しますが、ごみ低位発熱量が要求水準には記載のない数値となっておりますので誤りではないかご確認いただけないでしょうか。 基準ごみ 2,610kcal/kg の前提で CO_2 排出量を算出すればよろしいでしょうか。	No.5-2 をご参照ください。